

# 第6期筑西市障害者福祉計画

令和3年度～令和5年度



令和3年3月

筑西市



# あいさつ



近年、わが国の障害者政策は大きく変化し、法律や制度の整備とともに福祉、保健、医療、教育、労働等の各分野において、共生社会の実現に向けた取組が始まっています。しかしその一方で、依然として日常生活の不便さ困難さの解消、更には、発達障害や高次脳機能障害などの様々な障壁や障害への積極的な対応が求められています。

本市においては、平成30年3月に『第5期筑西市障害者福祉計画』を策定し、「障害のあるなしにかかわらず、地域で自分らしく、豊かな生活をおくることができるまち・筑西」を基本理念として、障害のある方に対する理解のもと、各種施策に取り組んでまいりました。中でも、平成30年9月に茨城県内市町村において初めてとなる手話言語条例を制定し、これまでのコミュニケーション手段確保の取組に加え、相談や情報を得る際に、意思疎通を行う手段として、手話の普及にも取り組んでまいりました。

本計画の策定にあたっては、国の制度等の動向や本市の課題を踏まえるとともに、今後の障害福祉サービスの必要量を計画的に確保し、安定して提供していくための計画としました。

今後も、障害のある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、本計画に沿って障害福祉サービスや地域生活支援事業等による支援を行い、障害のある人もない人も、本市に住む全ての人がその人らしい生き方ができるよう取り組んでまいりますので、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、ご審議いただきました筑西市障害者地域自立支援協議会の皆様、関係団体及び障害者支援機関の皆様、そしてアンケート調査、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

筑西市長 須藤 茂

# 目次

1	計画の策定にあたって	1
	(1) 計画策定の背景と趣旨	1
	(2) 計画の位置づけ	1
	(3) 計画の対象	2
	(4) 計画の期間	2
2	近年の障害者福祉に係る動向	3
	(1) 障害者福祉の状況	3
	(2) 国・県等の動向	4
3	筑西市の障害者を取り巻く現状	5
	(1) 筑西市の人口	5
	(2) 障害者の状況	6
	(3) アンケートから見る結果	11
	(4) 障害福祉サービスの提供実績	30
	(5) 地域生活支援事業の提供実績	32
	(6) 筑西市単独扶助事業	34
4	障害者計画	35
	(1) 計画の理念	35
	(2) 計画の基本目標	36
	(3) 計画の体系	37
5	施策の展開	38
	基本目標1 地域で支え合う共生社会の実現	38
	基本目標2 地域で自立して暮らせる環境の整備	41
	基本目標3 一人ひとりに合わせた支援の仕組みづくり	44
6	筑西市障害福祉計画・障害児福祉計画	46
	(1) 目標値の設定と計画の体系	46
	(2) 障害福祉サービス等の見込み量	52
7	計画の推進	66
	(1) 障害者の生活を支援する包括的なネットワークの構築	66
	(2) 推進体制の充実	67
	(3) 計画の進行管理体制の確立及び公表・周知	67
資料編		68
	(1) 策定経過	68
	(2) 筑西市障害者地域自立支援協議会設置要綱	69
	(3) 筑西市障害者地域自立支援協議会委員名簿	71
	(4) 用語解説	72

# 1 計画の策定にあたって

## (1) 計画策定の背景と趣旨

筑西市では「障害のあるなしにかかわらず、地域で自分らしく、豊かな生活をおくることができるまち・筑西」を目指し、平成30年度に「第5期筑西市障害者福祉計画」を策定し、障害者福祉の推進に力をいれてきました。

近年の障害者福祉分野では、障害者差別解消法における合理的配慮の提供や障害者文化芸術推進法に基づく文化芸術振興など、近年の新しい流れに対する具体的な取り組みの検討も必要になります。

こうした国の制度等を十分に踏まえながら、障害のある人を地域で包み込み、共に生きる共生社会の指針となる計画の策定を行っていく必要があります。

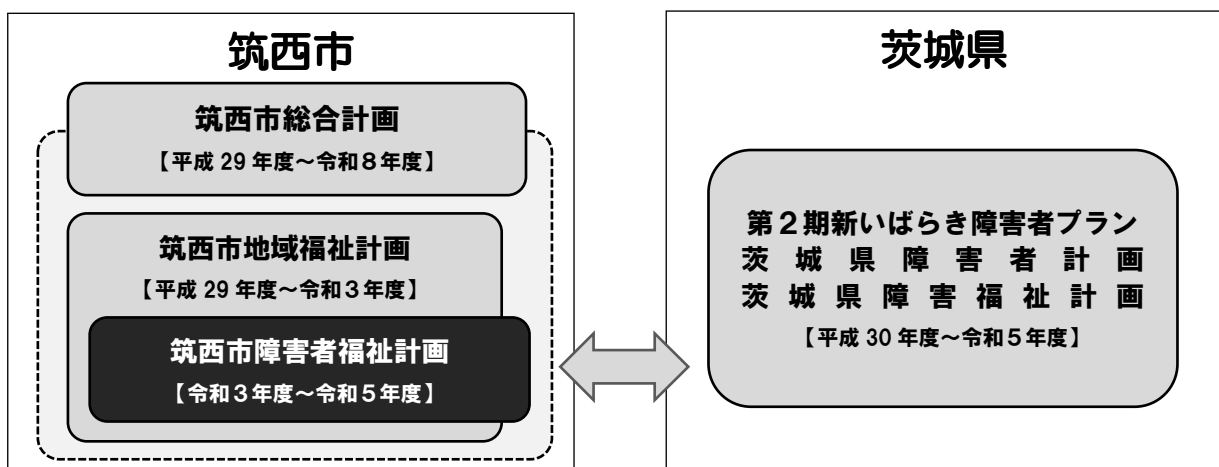
このたび、これまでの市の取り組みや新たな国の障害者福祉の動向を踏まえ、筑西市における更なる障害者福祉のまちづくりを推進するため、「第6期筑西市障害者福祉計画」を策定します。

## (2) 計画の位置づけ

筑西市障害者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」また、改正児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

更に、市の最上位計画となる「筑西市総合計画」をはじめ、福祉の上位計画となる「筑西市地域福祉計画」の部門計画として、茨城県の「第2期新しいばらき障害者プラン」との調和を保った計画として策定します。

### ■計画の位置づけ



■障害者基本法における障害者計画の位置づけ【**障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）**】

第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者総合支援法における障害福祉計画の位置づけ【**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）**】

第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■児童福祉法における障害児福祉計画の位置づけ【**児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）**】

第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

### （3）計画の対象

本計画では、障害者基本法に基づき、障害の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」とし、高次脳機能障害や難病患者も含むこととします。

### （4）計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年とします。なお、国の方針等に従い、計画期間中に見直しを行う可能性もあります。

平成 30 年度	平成 31/ 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
第 5 期筑西市障害者福祉計画					
		(見直し)			
			第 6 期筑西市障害者福祉計画		
					(見直し)

## 2 近年の障害者福祉に係る動向

### (1) 障害者福祉の状況

#### ①障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行（平成 28 年 4 月施行）

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止を位置づけています。

#### ②成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（平成 28 年 5 月施行）

認知症や知的障害、その他精神上の障害がある人の財産管理や日常生活を支える成年後見制度の利用を促進すべく、地域の需要に応じた成年後見制度の利用促進、利用に関する体制整備、成年後見制度利用促進基本計画の策定等が示されています。

#### ③障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（平成 30 年 6 月施行）

障害のある人が文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる場の環境整備や機会提供、一般市民との交流による理解促進等が目的として掲げられ、文化芸術鑑賞機会の提供や交流の促進が位置づけられています。

#### ④第 4 次障害者基本計画の策定（平成 30～令和 4 年）

「共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」することを基本理念に、「当事者本位の総合的・分野横断的な支援」「障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援」「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取り組みの推進」等を掲げています。

#### ⑤持続可能な開発目標（SDGs）の採択

「誰ひとり取り残さない」ことを理念として掲げており、2015 年に「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、差別解消・インクルーシブ教育・障害者の雇用が挙げられ、2030 年までの国際目標となりました。



## (2) 国・県等の動向

国においては、平成30年に「障害者権利条約」批准後初めての基本計画となる「障害者基本計画（第4次）」が策定され、共生社会の実現に向けた、障害のある人の自立と社会参加の支援等の施策の推進が図られています。

法整備面では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定のほか、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」が成立しています。また、オリンピック・パラリンピック競技大会の自国開催による、障害者の社会参加に向けた機運が高まっています。

茨城県においては、平成30年度から令和5年度までを計画期間とする「第2期新しいばらき障害者プラン」が施行され、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者が一般社会の中で普通の生活を送ることができる「ノーマライゼーション」と、自らの意思によりあらゆる分野に参加する機会が確保される「完全参加」を基本理念とし、県民すべてが相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指しています。

筑西市においては、手話が言語であることの認識に基づき、手話への理解を深め、すべての市民の人権が守られ、地域で支え合い、共に生きる社会を実現するため、「筑西市手話言語条例」を制定し、手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策を推進しています。

### ■国・茨城県及び筑西市の動向

年	国の動向	茨城県の動向	筑西市の動向
平成26年	○障害者権利条約 批准		
27年		○「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」 施行	○第4期筑西市障害者福祉計画 策定
28年	○障害者差別解消法 施行 →障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮提供の促進 ○[改正]障害者雇用促進法 施行 →障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決の援助		
30年	○障害者基本計画（第4次）開始 ・当事者本位の総合的・分野横断的な支援 ・障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援 ・障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進 ・社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進 ○障害者文化芸術推進法 成立	○第2期新しいばらき障害者プラン開始  ○茨城県手話言語の普及の促進に関する条例 施行	○第5期筑西市障害者福祉計画 策定  ○筑西市手話言語条例 制定
31年	○障害者文化芸術推進計画 開始 ・地方公共団体に計画策定が努力義務化		
令和3年		○第2期新しいばらき障害者プラン 内容見直し	○第6期筑西市障害者福祉計画 策定

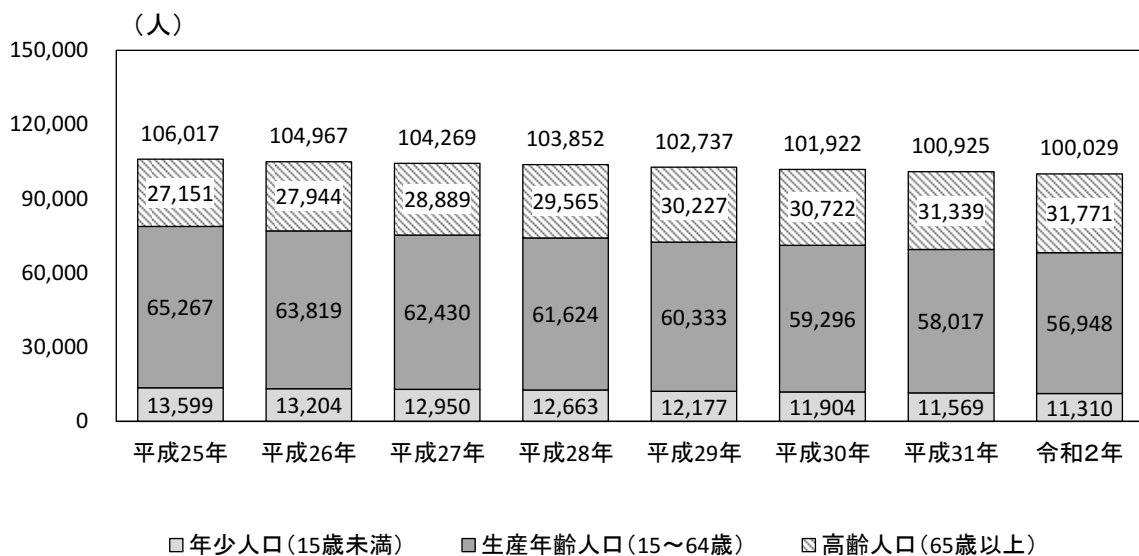


### 3 筑西市の障害者を取り巻く現状

#### (1) 筑西市の人口

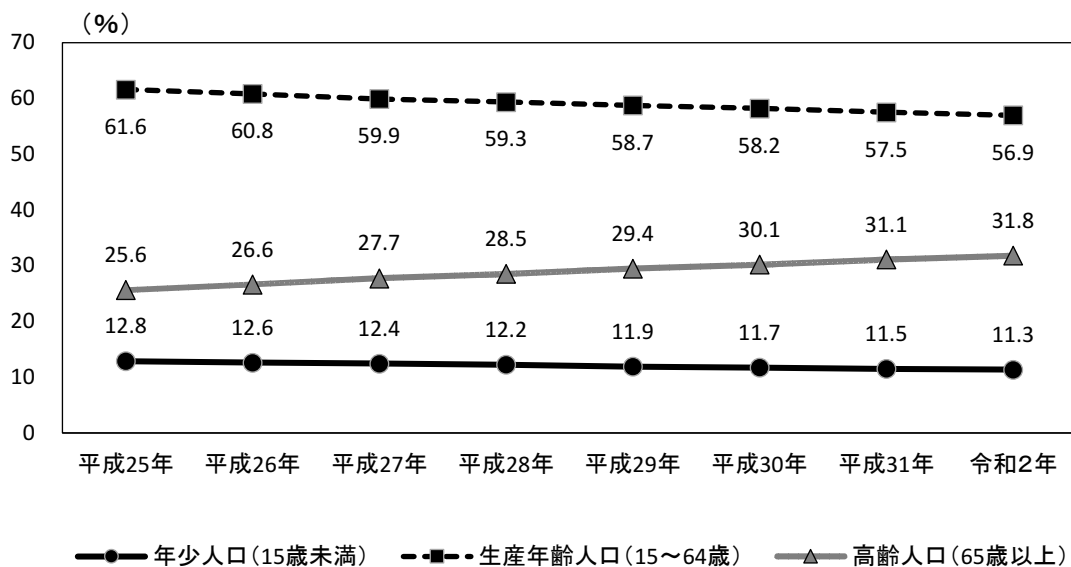
筑西市の総人口については、平成25年以降減少傾向にあり、令和2年の総人口は100,029人となっています。年齢3区分別人口についてみると、平成25～令和2年にかけて年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）が減少し、高齢人口（65歳以上）が増加しています。割合をみると、高齢人口（65歳以上）の割合は令和2年で31.8%であり、平成25年と比べて6.2ポイント上昇しています。

#### ■年齢3区分別人口



資料：茨城県常住人口調査（4月1日時点）

#### ■年齢3区分別人口割合



資料：茨城県常住人口調査（4月1日時点）

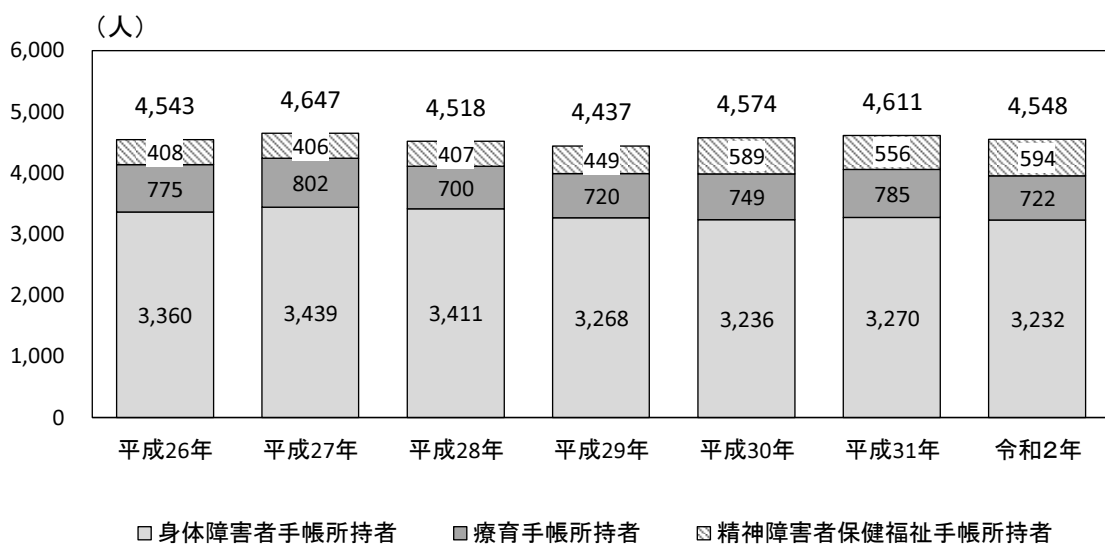
## (2) 障害者の状況

### ① 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 26～令和 2 年にかけてほぼ横ばいで推移しており、令和 2 年の総数は 4,548 人となっています。

障害者手帳所持者数及び構成比についてみると、平成 26 年と比較した手帳所持者の増加率は身体障害者手帳で 0.96 倍、療育手帳で 0.93 倍、精神保健福祉手帳で 1.46 倍となっており、精神保健福祉手帳所持者が増加傾向にあります。

#### ■ 障害者手帳所持者数の推移



資料：筑西市統計要覧（4月1日時点）

#### ■ 障害者手帳所持者数及び構成比

	単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増加率 (H31/H26)
身体障害者手帳	人数(人)	3,360	3,439	3,411	3,268	3,236	3,270	3,232	0.96倍
	構成比(%)	74.0	74.0	75.5	73.7	70.7	70.9	71.1	
療育手帳	人数(人)	775	802	700	720	749	785	722	0.93倍
	構成比(%)	17.1	17.3	15.5	16.2	16.4	17.0	15.9	
精神障害者保健福祉手帳	人数(人)	408	406	407	449	589	556	594	1.46倍
	構成比(%)	9.0	8.7	9.0	10.1	12.9	12.1	13.1	
総計	人数(人)	4,543	4,647	4,518	4,437	4,574	4,611	4,548	1.00倍
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

資料：筑西市統計要覧（4月1日時点）

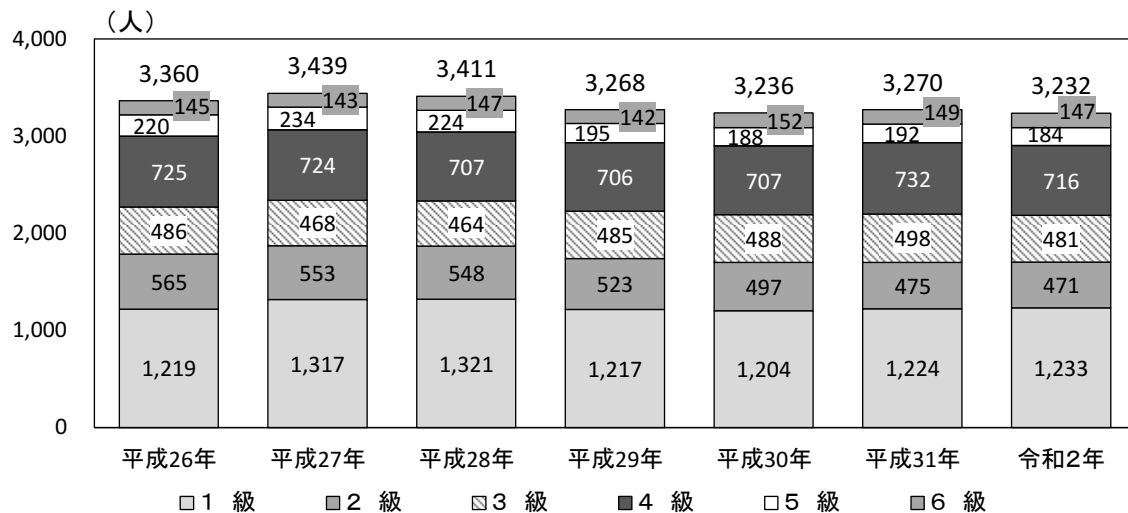
## ②身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の状況を見ると、「1級」が最も多く令和2年で1,233人となっています。平成26～令和2年の増加率を見ると、「2級」と「5級」で減少傾向にあります。

年齢別の状況を見ると、令和2年で「18歳未満」が44人、「18歳以上」が3,188人となっています。増加率を見ると、「18歳未満」で0.56倍となっています。

障害種類別の状況を見ると、令和2年で「肢体」が最も多く1,595人となっています。増加率を見ると、「内部」で1.14倍とやや増加傾向にあります。

### ■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



### ■身体障害者手帳所持者数（等級別・年齢別）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増加率 (R2/H26)
1級	1,219	1,317	1,321	1,217	1,204	1,224	1,233	1.01倍
2級	565	553	548	523	497	475	471	0.83倍
3級	486	468	464	485	488	498	481	0.99倍
4級	725	724	707	706	707	732	716	0.99倍
5級	220	234	224	195	188	192	184	0.84倍
6級	145	143	147	142	152	149	147	1.01倍
総数	3,360	3,439	3,411	3,268	3,236	3,270	3,232	0.96倍

### ■身体障害者手帳所持者数（障害種類別）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増加率 (R2/H26)
視覚	205	206	205	202	196	191	183	0.89倍
聴覚	317	315	312	287	296	297	293	0.92倍
音声・言語	25	21	19	24	24	25	20	0.80倍
肢体	1,811	1,863	1,828	1,678	1,642	1,603	1,595	0.88倍
内部	1,002	1,034	1,047	1,077	1,078	1,154	1,141	1.14倍
総数	3,360	3,439	3,411	3,268	3,236	3,270	3,232	0.96倍

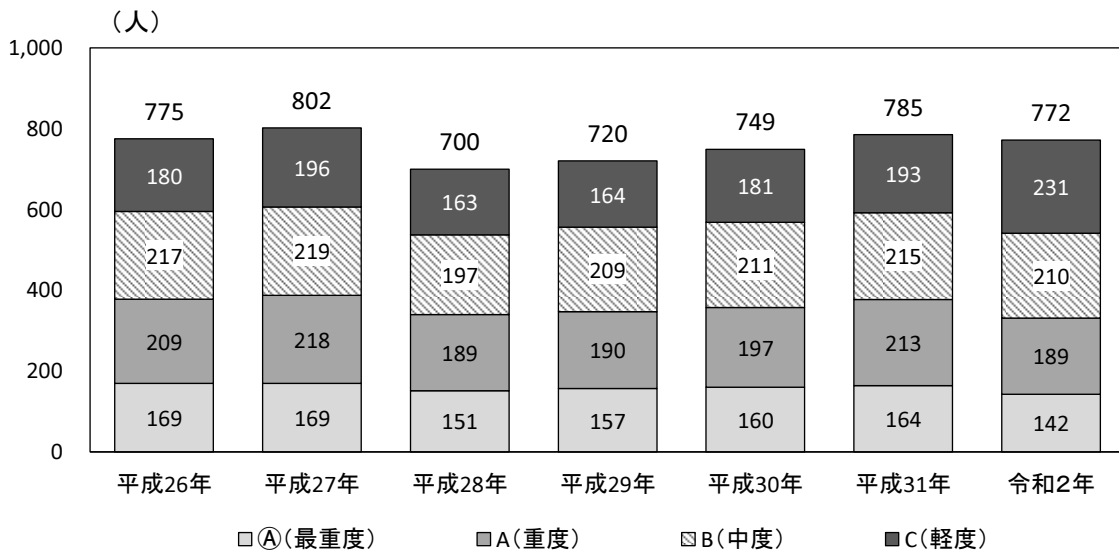
資料：筑西市統計要覧（4月1日時点）

### ③療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者数の障害種類別の状況を見ると、平成26年では「B（中度）」が最も多く217人でしたが、令和2年では「C（軽度）」が最も多く231人となっています。平成26～令和2年の増加率を見ると、「C（軽度）」が1.28倍と増加傾向にあります。

年齢別の状況を見ると、「18歳未満」で229人、「18歳以上」で543人となっています。増加率を見ると、「18歳未満」で1.21倍と増加傾向にあります。

#### ■療育手帳所持者数の推移（障害種類別）



#### ■療育手帳所持者数（障害種類別・年齢別）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増加率 (R2/H26)
①(最重度)	169	169	151	157	160	164	142	0.84倍
A(重度)	209	218	189	190	197	213	189	0.90倍
B(中度)	217	219	197	209	211	215	210	0.97倍
C(軽度)	180	196	163	164	181	193	231	1.28倍
18歳未満	189	193	179	183	190	209	229	1.21倍
18歳以上	586	609	521	537	559	576	543	0.93倍
総数	775	802	700	720	749	785	772	1.00倍

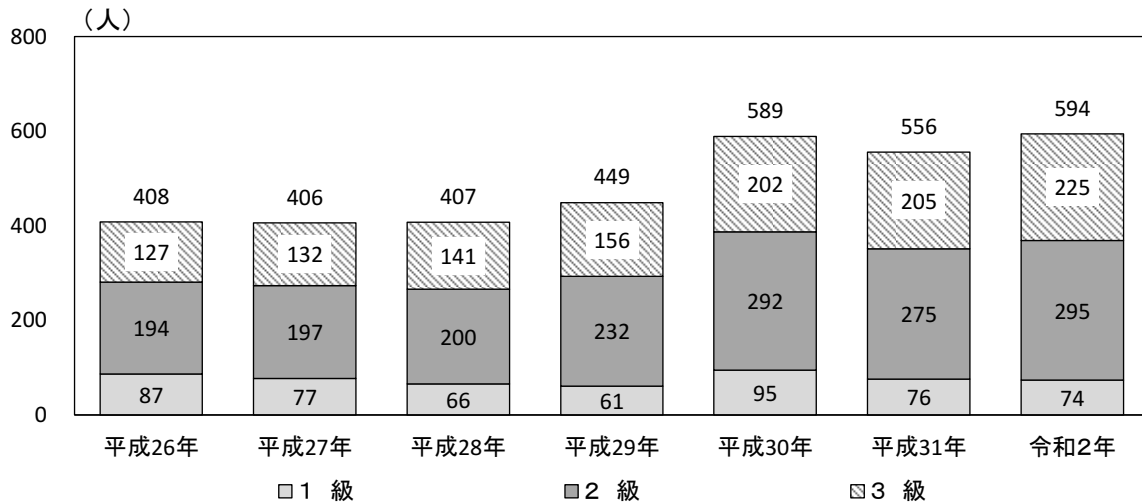
資料：筑西市統計要覧（4月1日時点）

#### ④精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の状況を見ると、平成26～令和2年にかけて「2級」と「3級」でそれぞれ100人程度増加しています。増加率を見ると、「2級」で1.52倍、「3級」で1.77倍となっています。

通院医療費公費負担受給者数についてみると、平成26～30年にかけて増加傾向となっていました。平成31年に減少し、令和2年で1,239人となっています。

#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増加率 (R2/H26)
1級	87	77	66	61	95	76	74	0.85倍
2級	194	197	200	232	292	275	295	1.52倍
3級	127	132	141	156	202	205	225	1.77倍
総数	408	406	407	449	589	556	594	1.46倍

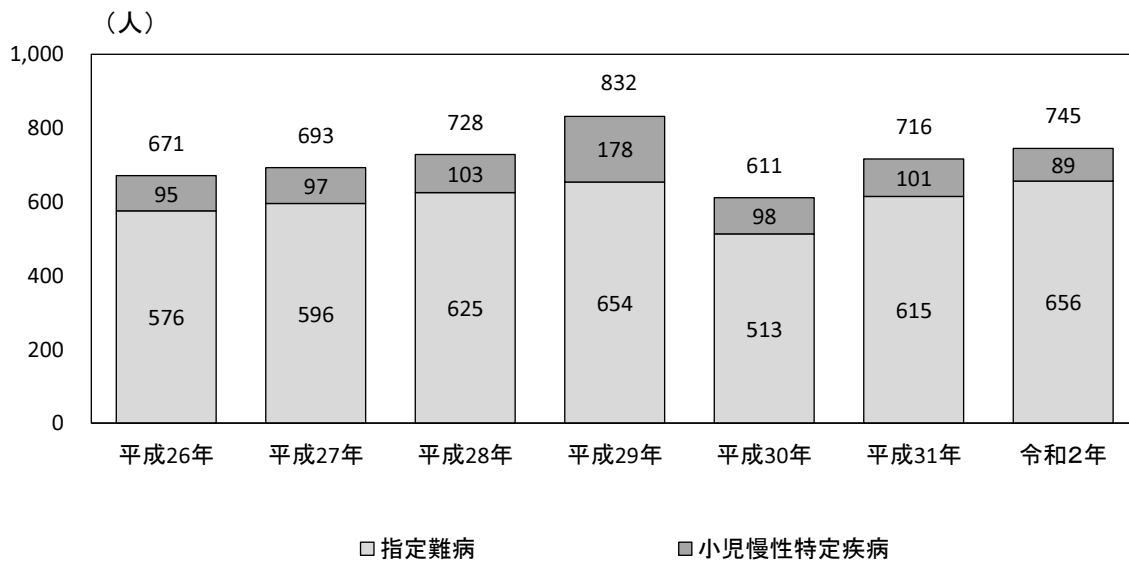
#### ■通院医療費公費負担受給者数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増加率 (R2/H26)
受給者数	1,299	1,339	1,355	1,409	1,691	1,184	1,239	0.95倍

### ⑤指定難病患者等の状況

指定難病・小児慢性特定疾病数の状況をみると、平成29年で832人となっていました。平成30年に大きく減少し、令和2年で745人となっています。増加率をみると、「指定難病」で1.14倍、「小児慢性特定疾病」が0.94倍となっています。

#### ■指定難病・小児慢性特定疾病数の推移



#### ■指定難病・小児慢性特定疾病数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増加率 (R2/H26)
指定難病	576	596	625	654	513	615	656	1.14倍
小児慢性特定疾病	95	97	103	178	98	101	89	0.94倍
総数	671	693	728	832	611	716	745	1.11倍

### (3) アンケートから見る結果

計画の策定に向け、障害者の暮らしの状況やサービスの利用状況及び意向、障害者福祉に対する意見・要望等を把握し、計画策定の基礎資料を得るために実施しました。

#### ①アンケートの実施概要

##### ■調査概要

対象地域	筑西市全域	
調査対象	筑西市在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方	
対象者数	1,000人	
調査方法	郵送による配付・回収	
調査日程	令和2年8月7日～8月21日	
回収結果	有効回収数：453件	回収率：45.3%

##### ■調査対象者の構成

	単位	手帳所持者数	配布数	内訳	
				18歳未満	18歳以上
身体障害者 手帳所持者	人数(人)	3,211	640	30	610
	構成比(%)	70.3	64.0	5.0	95.0
療育手帳所持者	人数(人)	752	220	40	180
	構成比(%)	16.4	22.0	18.2	81.8
精神障害者保健福祉 手帳所持者	人数(人)	609	140	5	135
	構成比(%)	13.3	14.0	4.0	96.0
総数	人数(人)	4,572	1,000	75	925

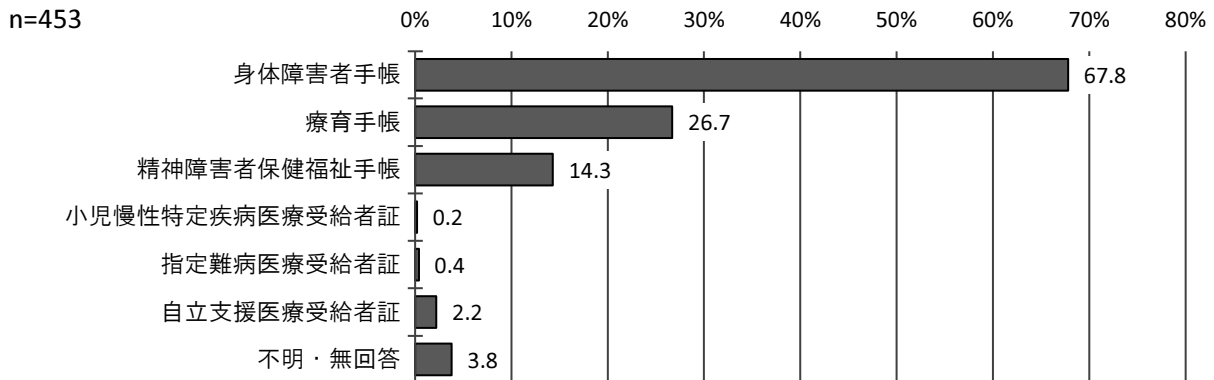
- ・調査対象者の中で障害が重複している方については、それぞれの障害区分に含む形で集計を行っています。そのため、集計に用いた身体障害・知的障害・精神障害の3障害の合計値は、有効回収数の453件と異なります。
- ・図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数）を表しています。
- ・本文や図表中の選択肢表記は、語句を短縮・簡略化している場合があります。
- ・回答結果の割合(%)は有効サンプル数(集計対象者総数)に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

## ②アンケート調査対象者について

### 【1】調査対象者について

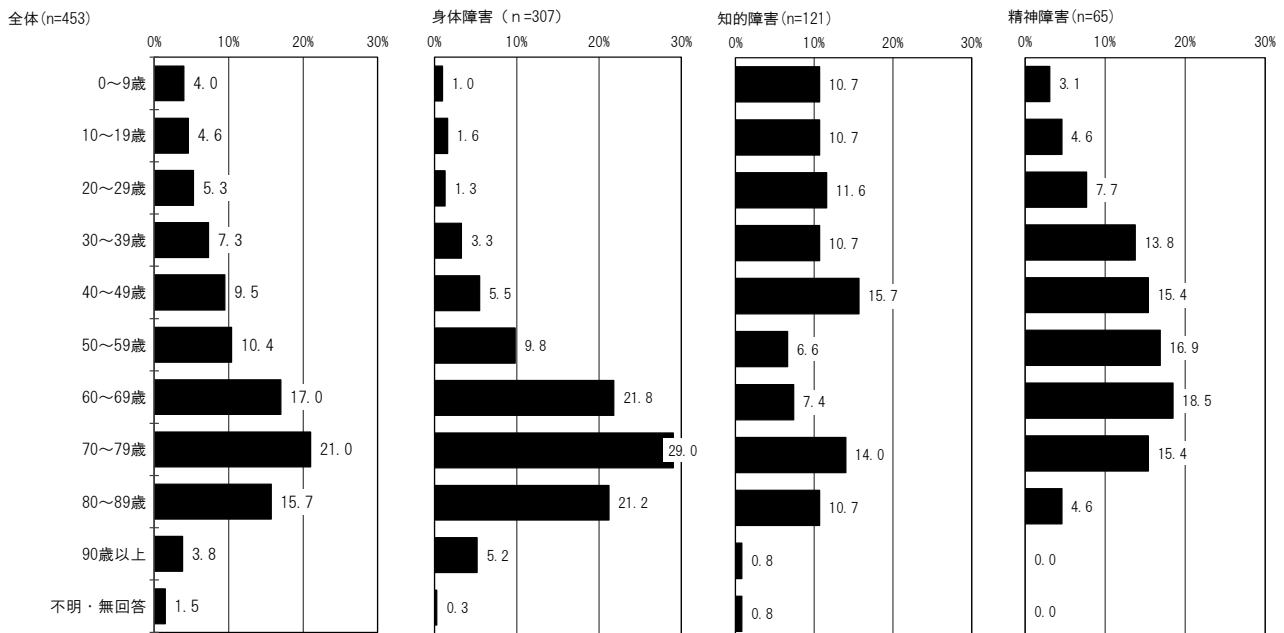
#### ■手帳所持者の割合について

手帳所持者の回答者については、身体障害者手帳が67.8%、療育手帳が26.7%、精神障害者保健福祉手帳が14.3%となっています。



#### ■調査対象者の年齢について

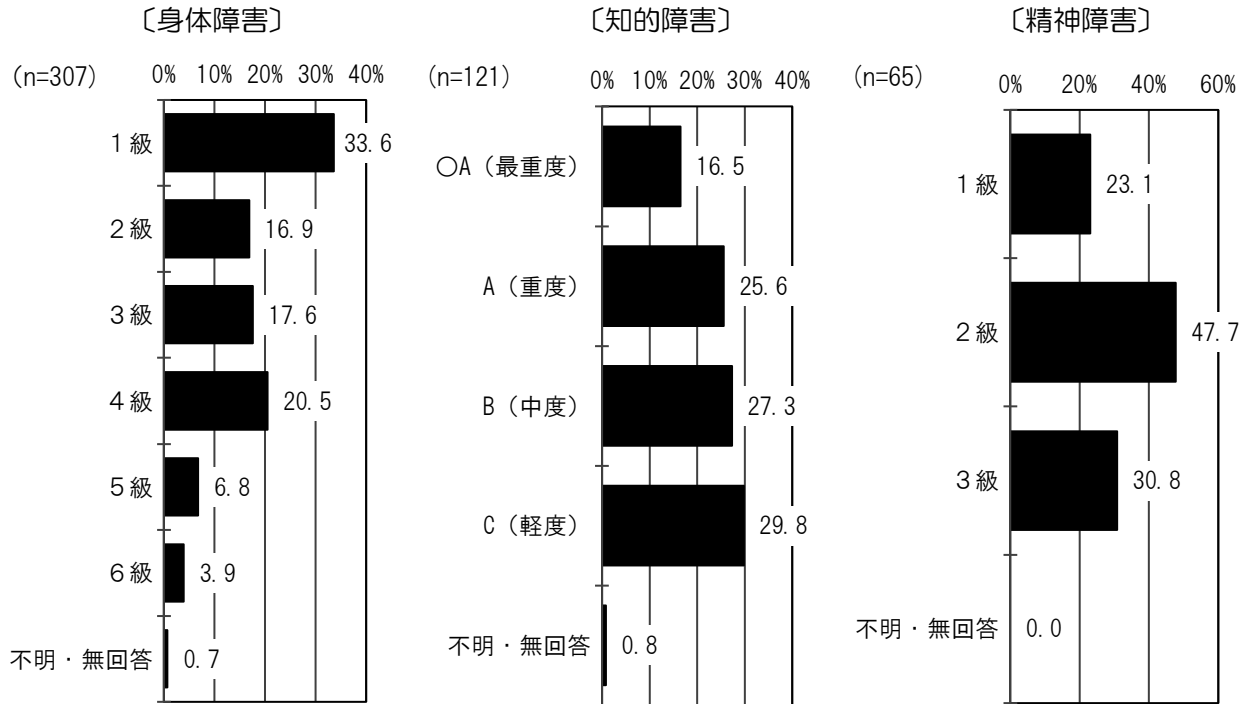
調査対象者の年齢についてみると、身体障害では「70～79歳」、知的障害では「40～49歳」、精神障害では「60～69歳」が最も多くなっています。





■障害者手帳所持者の各等級について

身体障害では「1級」、知的障害では「C（軽度）」、精神障害では「2級」がそれぞれ最も多くなっています。

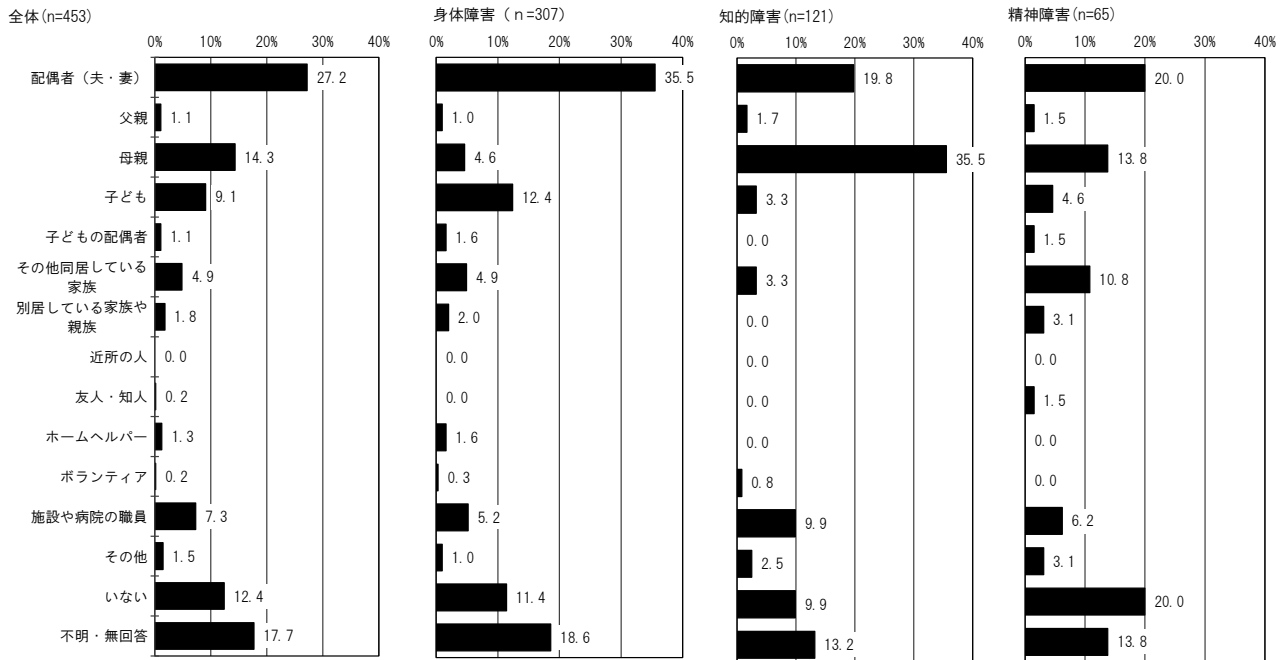


### ③アンケート調査結果

#### 【1】介助または支援の状況について

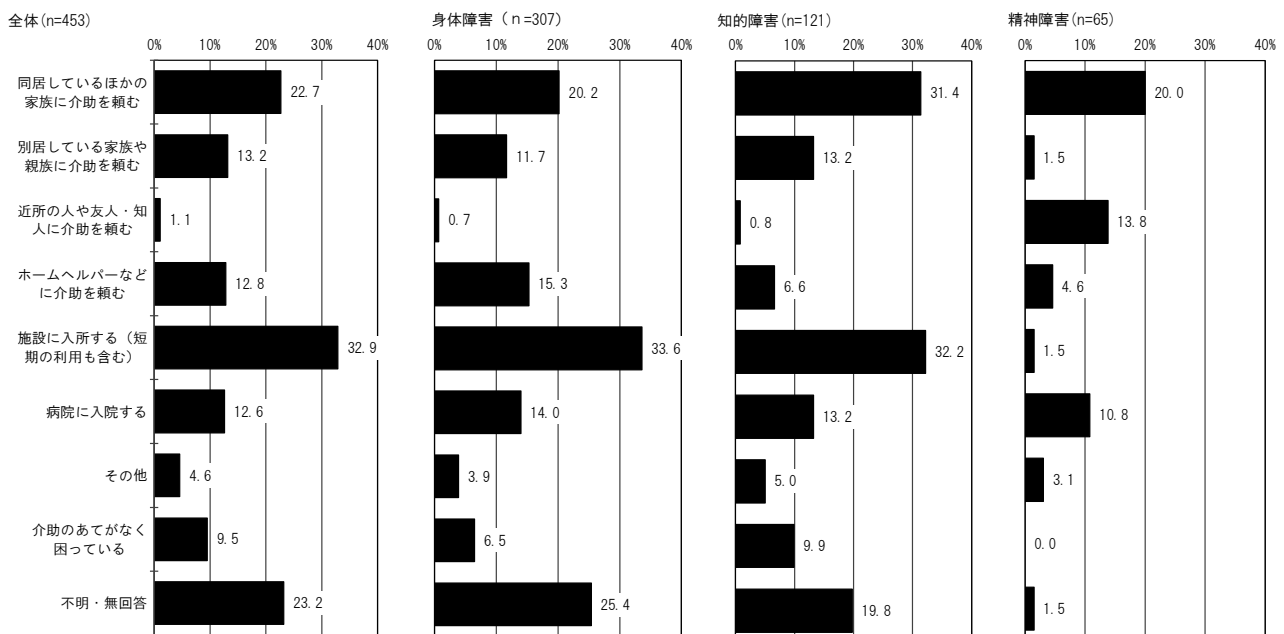
##### ■主な介助者について

主な介助者については、身体障害では「配偶者（夫・妻）」、知的障害では「母親」、精神障害では「配偶者（夫・妻）」と「いない」が最も多くなっています。



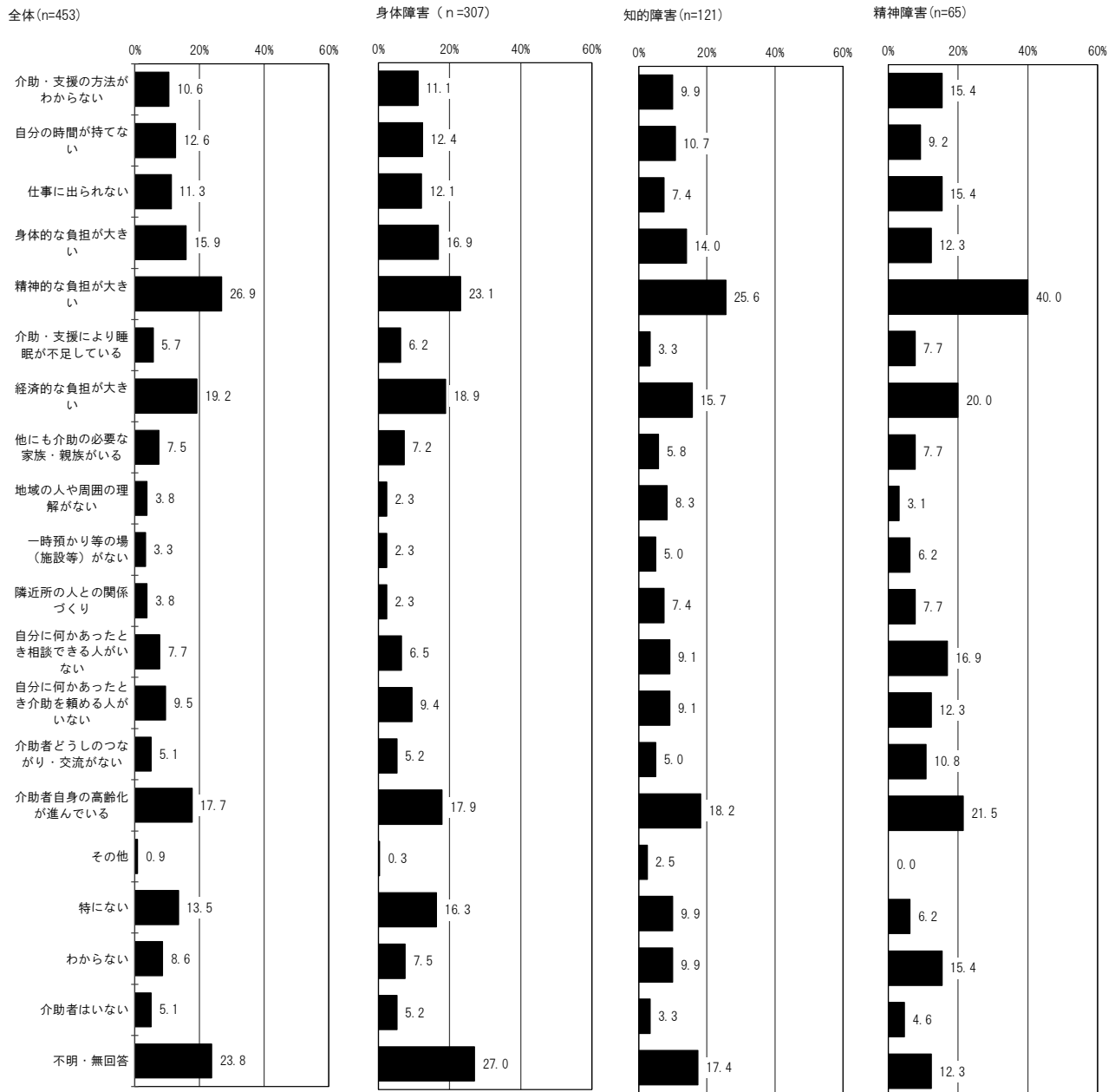
##### ■主な介助者が介助できなくなった時の対応について

主な介助者が介助できなくなった時の対応については、身体障害と知的障害では「施設に入所する（短期の利用も含む）」、精神障害では「同居しているほかの家族に介助を頼む」が最も多くなっています。



■ 主な介助者の介助にあたっての不安や悩みについて

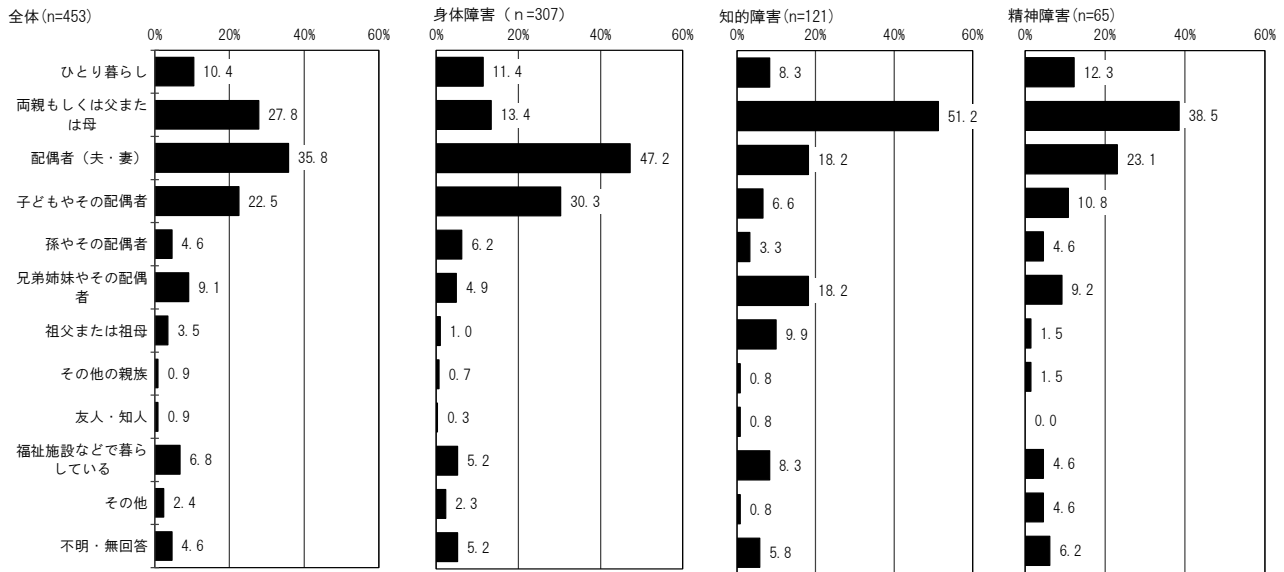
主な介助者の介助にあたっての不安や悩みについては、身体障害、知的障害、精神障害ともに「精神的な負担が大きい」が最も多くなっています。



## 【2】暮らしについて

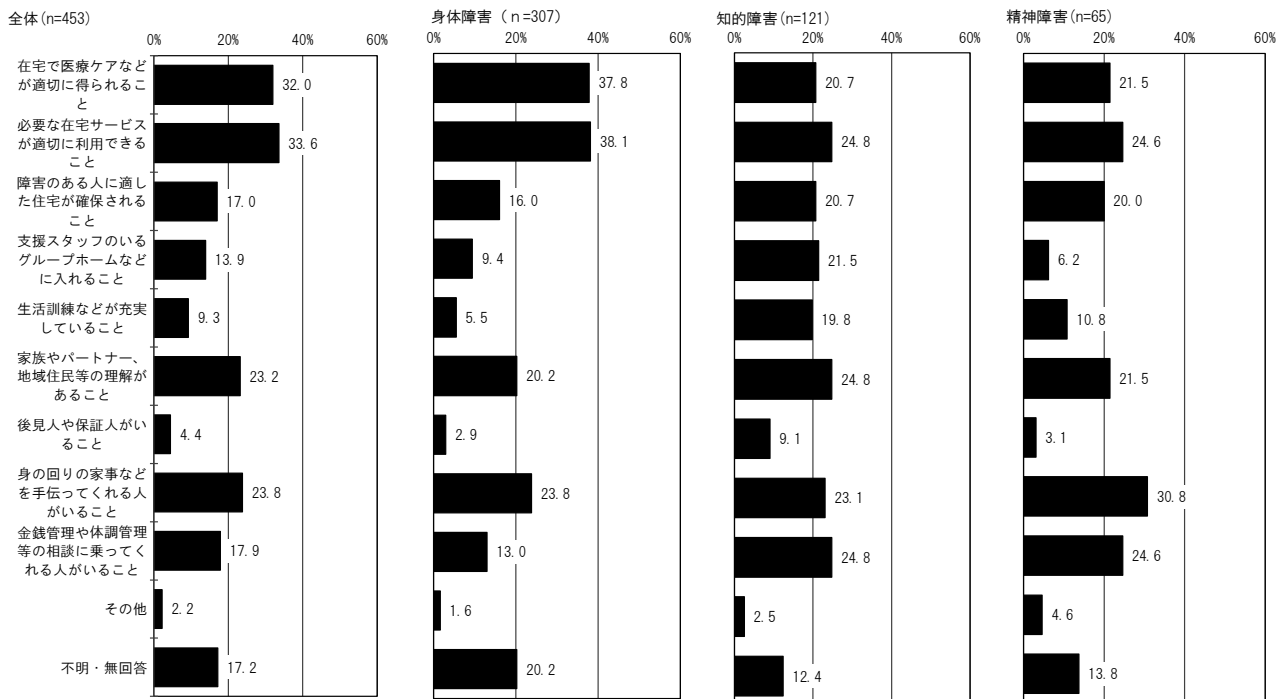
### ■現在の同居者について

現在の同居者については、身体障害では「配偶者（夫・妻）」、知的障害と精神障害では「両親もしくは父または母」が最も多くなっています。



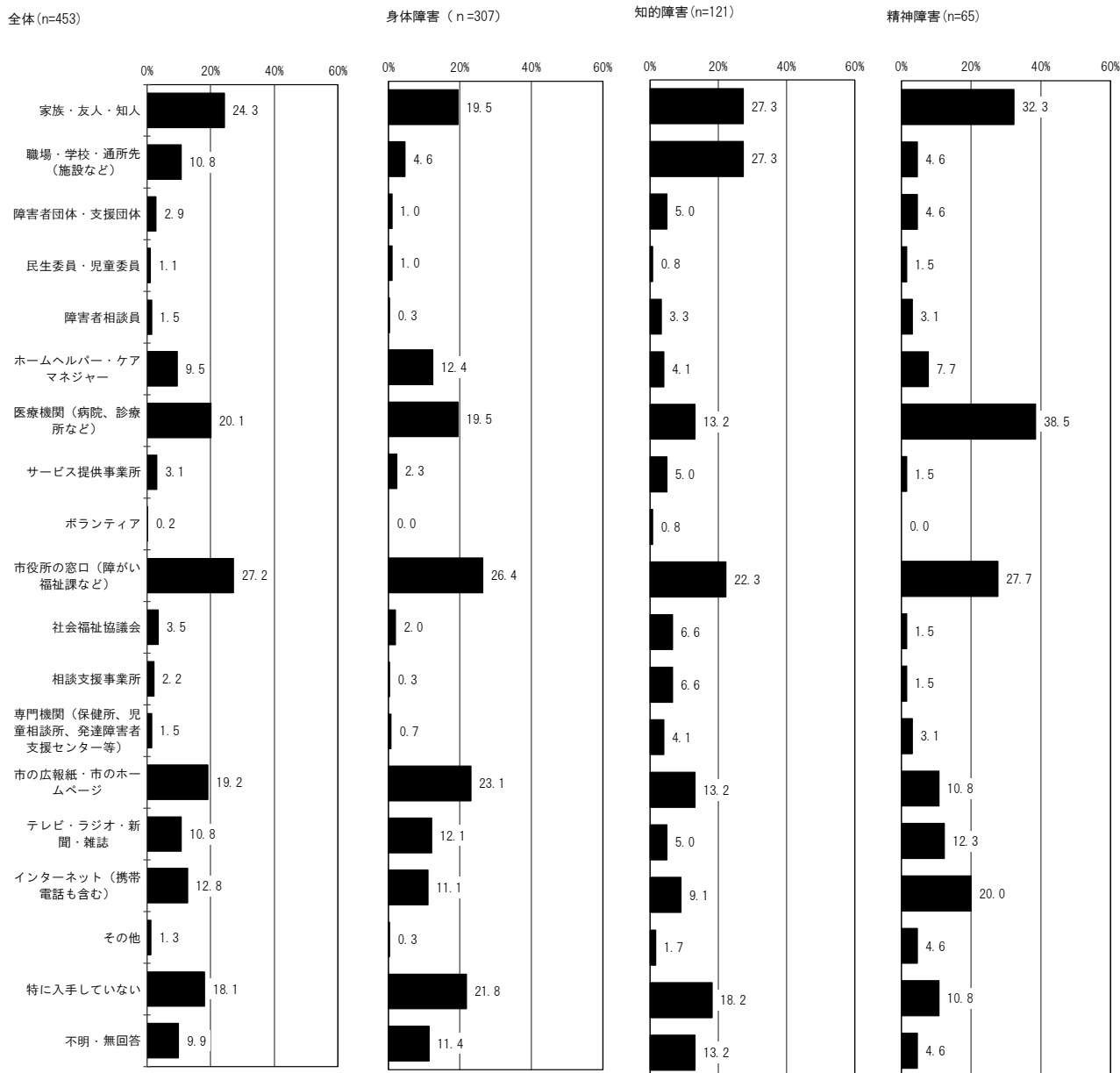
### ■地域で生活していくために必要な支援について

地域で生活していくために、必要な支援については、身体障害で「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、知的障害で「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「家族やパートナー、地域住民等の理解があること」「金銭管理や体調管理等の相談に乗ってくれる人がいること」、精神障害では「身の回りの家事などを手伝ってくれる人がいること」が最も多くなっています。



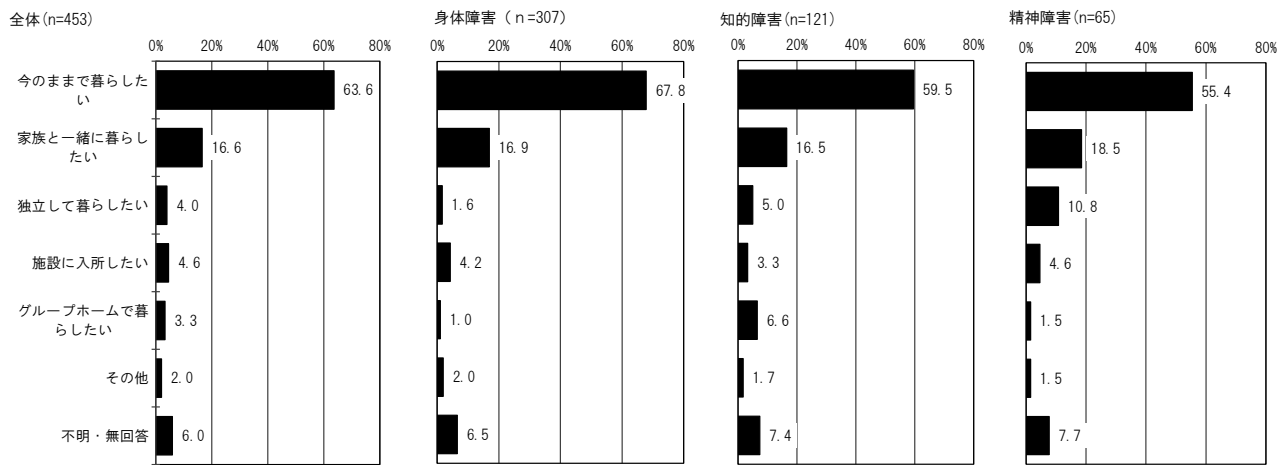
## ■情報の入手先について

情報の入手先については、身体障害で「市役所の窓口（障がい福祉課など）」、知的障害で「家族・友人・知人」「職場・学校・通所先（施設など）」、精神障害で「医療機関（病院、診療所など）」が最も多くなっています。



## ■今後どのように暮らしたいか

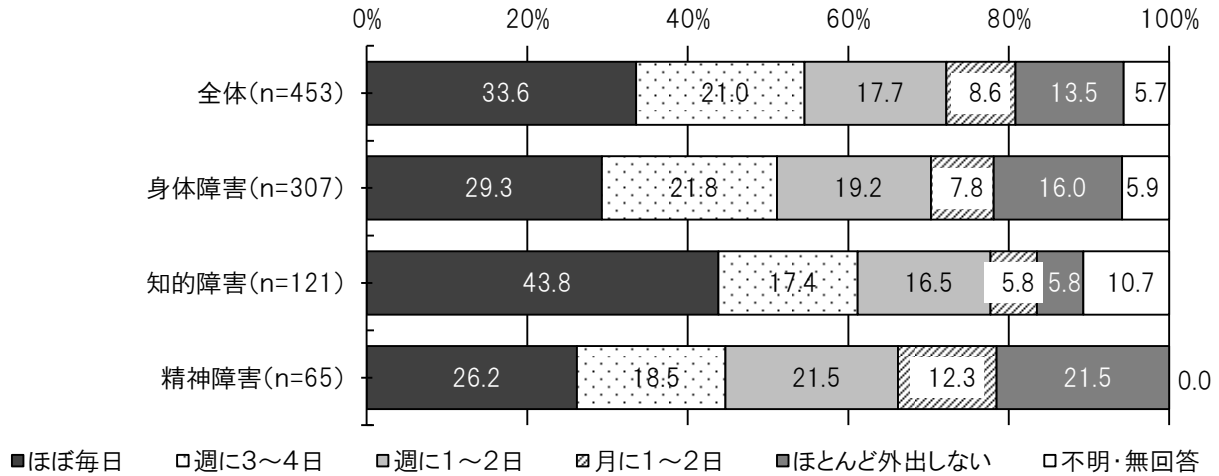
今後どのように暮らしたいかについては、各手帳共に「今のままで暮らしたい」が最も多くなっています。



### 【3】外出について

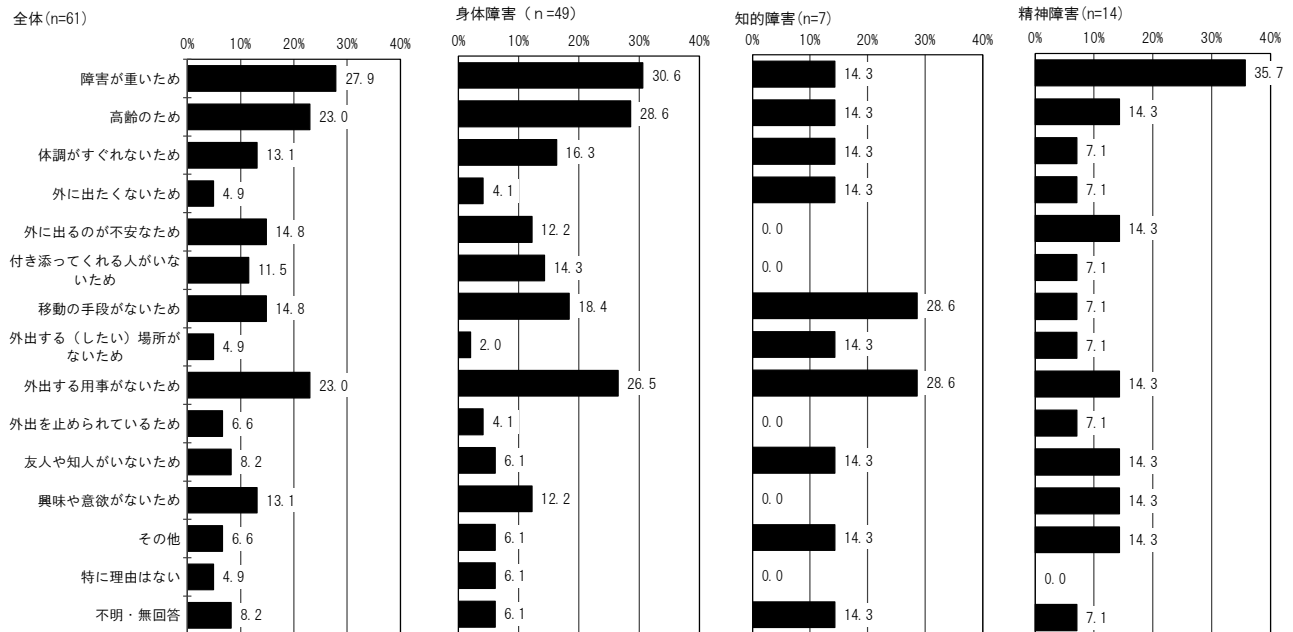
#### ■現在の外出状況について

現在の外出状況については、身体障害、知的障害、精神障害ともに「ほぼ毎日」が最も多くなっています。



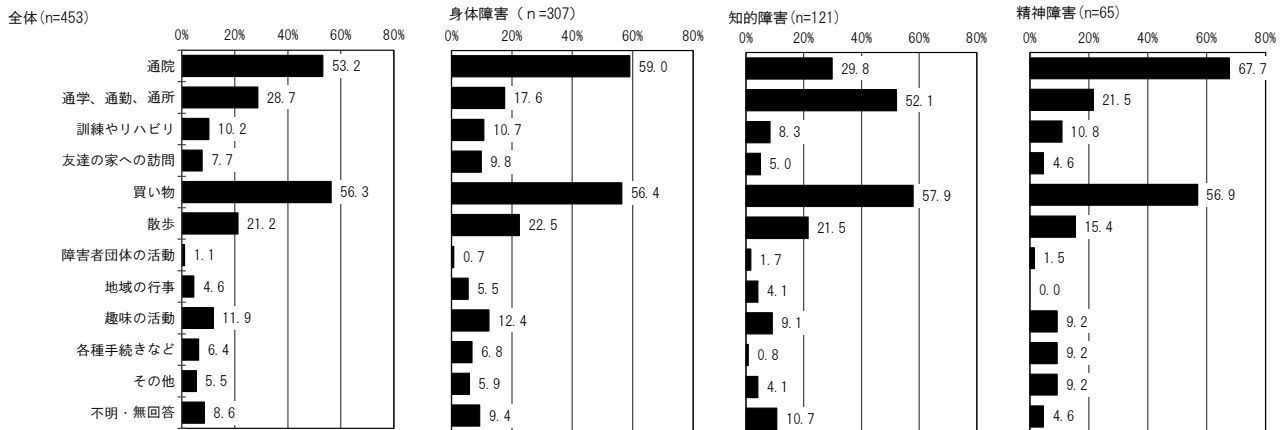
#### ■外出しない理由について

外出しない理由については、身体障害と精神障害で「障害が重いため」、知的障害で「移動の手段が無い」と「外出する用事がないため」が最も多くなっています。



## ■外出の目的について

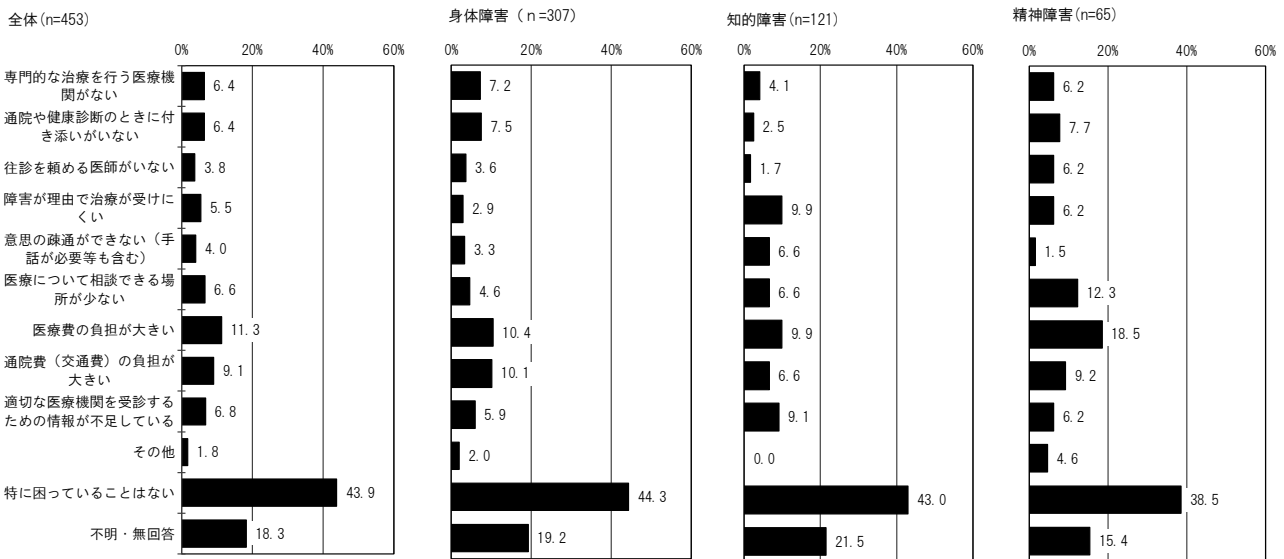
外出の目的については、身体障害と精神障害で「通院」、知的障害で「買い物」が最も多くなっています。



## 【4】健康と医療について

### ■健康管理や医療について困っていること

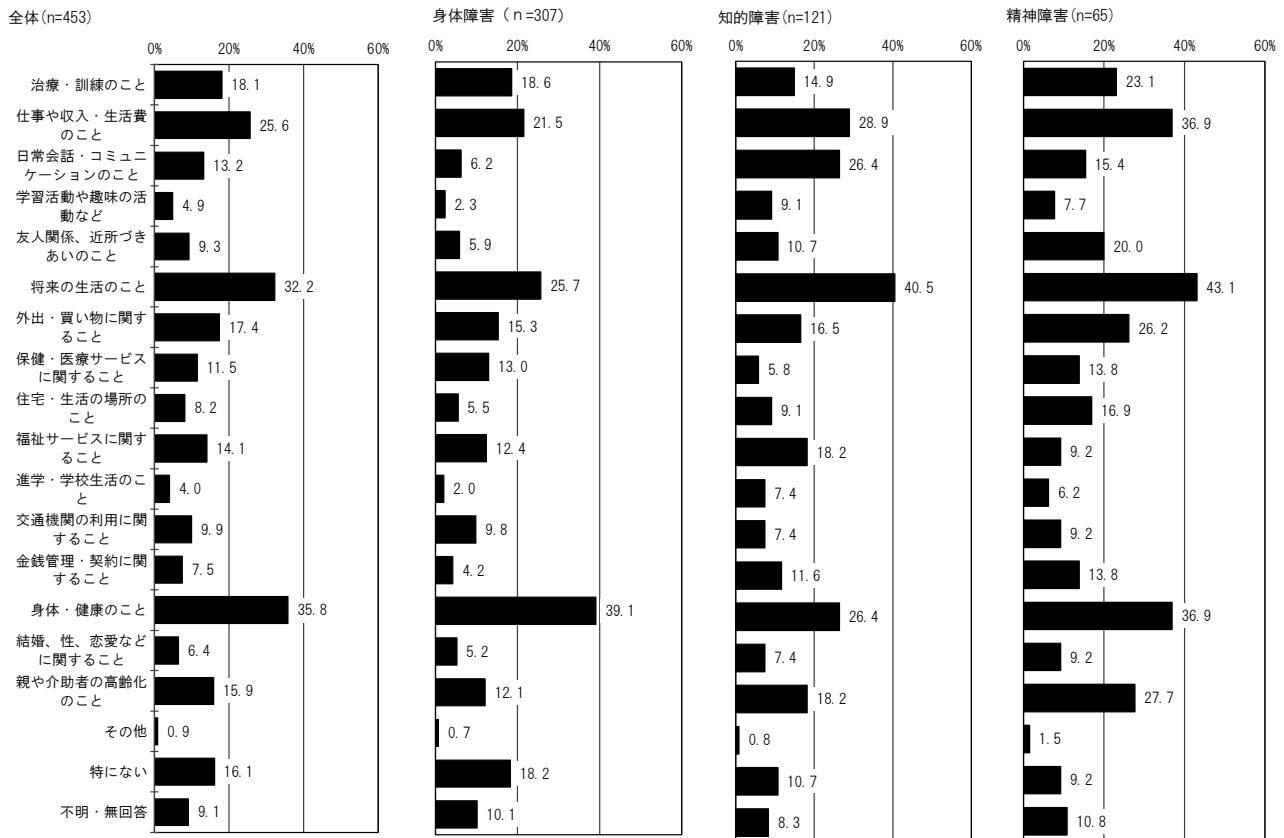
健康管理や医療について困っていることについては、身体障害、知的障害、精神障害ともに「特に困っていることはない」が最も多くなっています。





## ■ 普段の生活で相談したいと思っていること

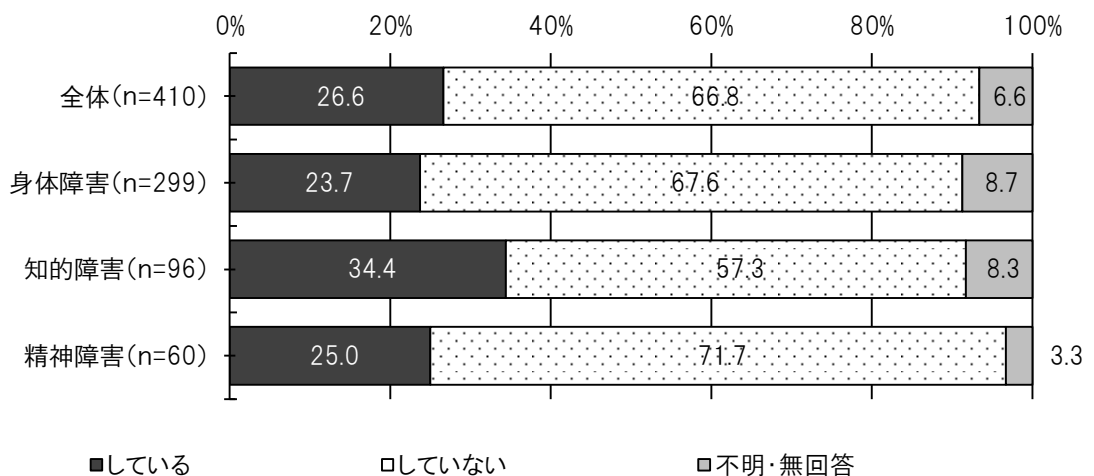
普段の生活で相談したいと思っていることについては、身体障害で「身体・健康のこと」、知的障害と精神障害で「将来の生活のこと」が最も多くなっています。



## 【5】 就労状況について

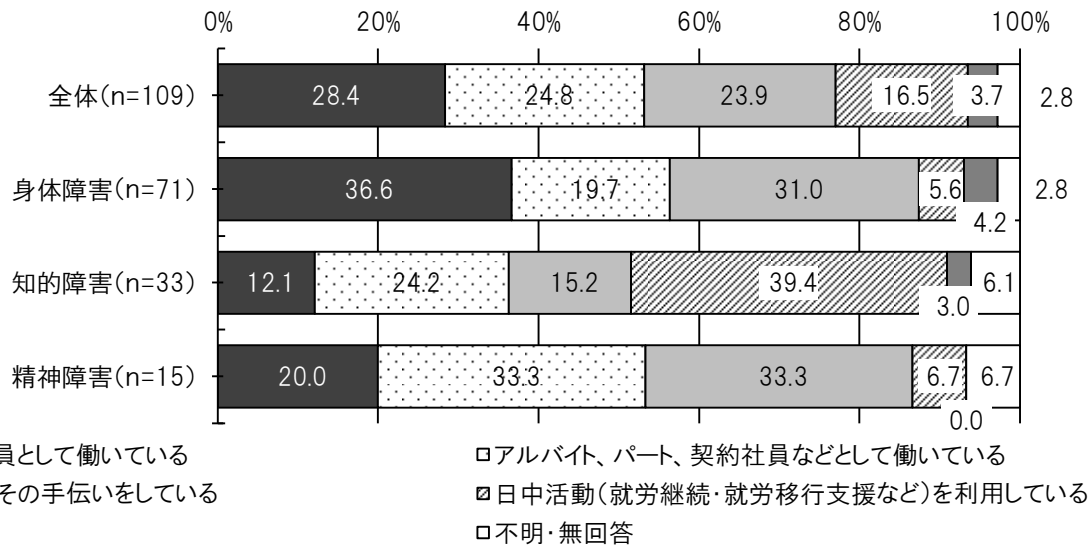
### ■ 現在の就労状況について

現在の就労状況については、身体障害、知的障害、精神障害ともに「していない」が「している」を上回っています。



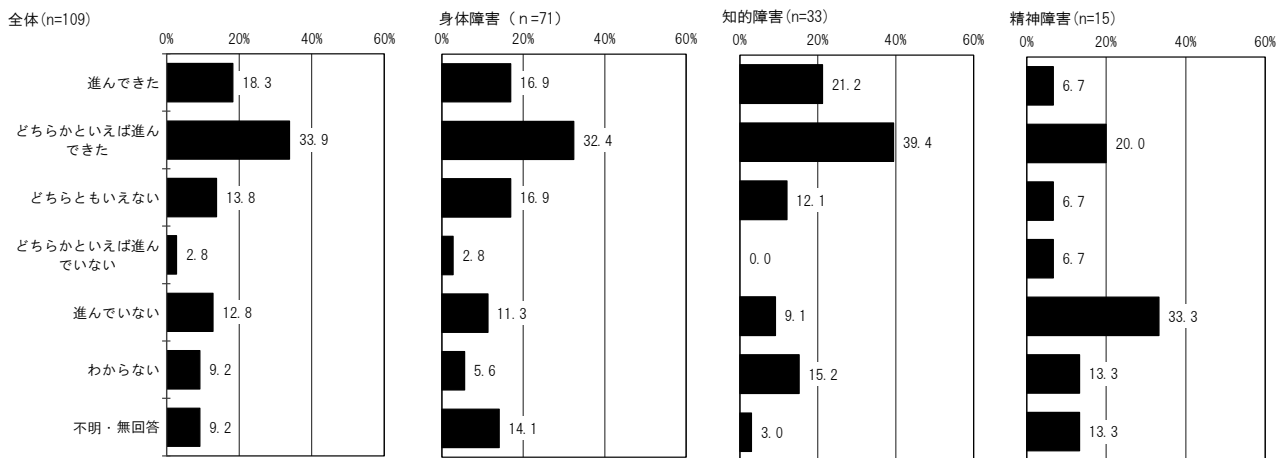
### ■就労者における雇用形態について

就労者における雇用形態については、身体障害で「正社員・正職員として働いている」、知的障害で「日中活動（就労継続・就労移行支援などを）利用している」、精神障害では「アルバイト、パート、契約社員などとして働いている」「自営業またはその手伝いをしている」が最も多くなっています。



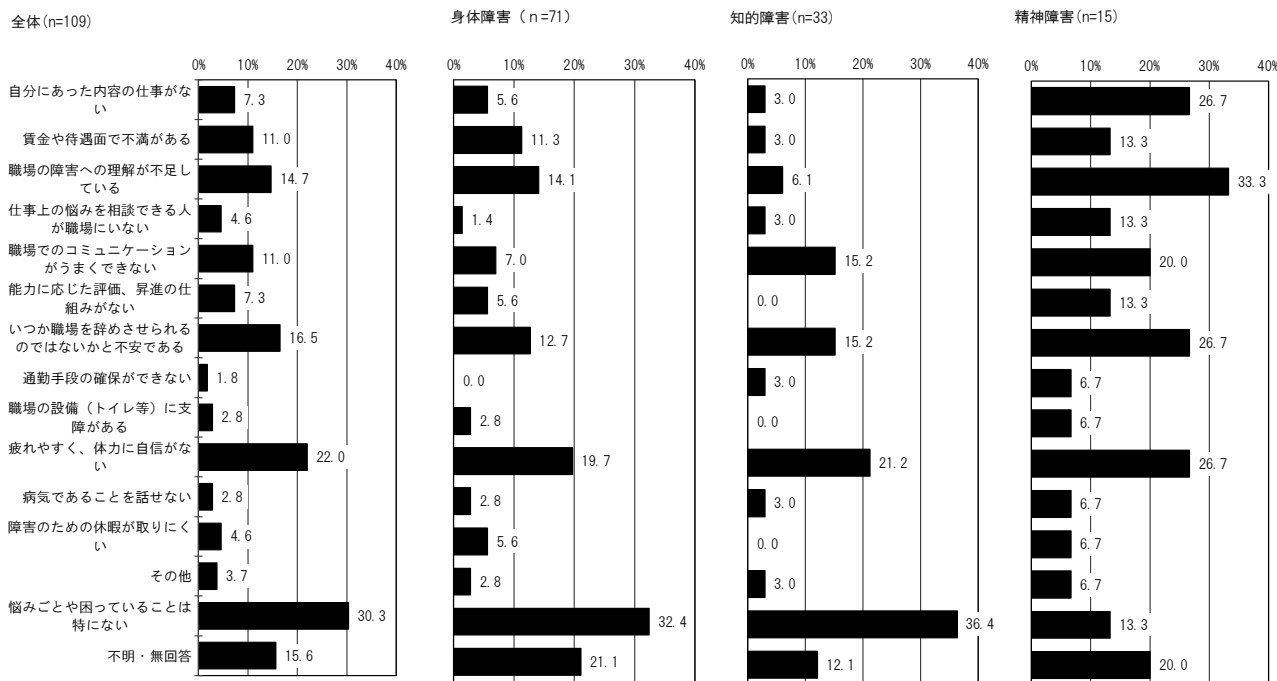
### ■現在の職場における障害のある人に対する理解状況について

職場における障害のある人に対する理解の状況については、身体障害と知的障害では「どちらかといえば進んできた」、精神障害では「進んでいない」が最も多くなっています。



## ■現在の仕事上の悩みごとや困りごとについて

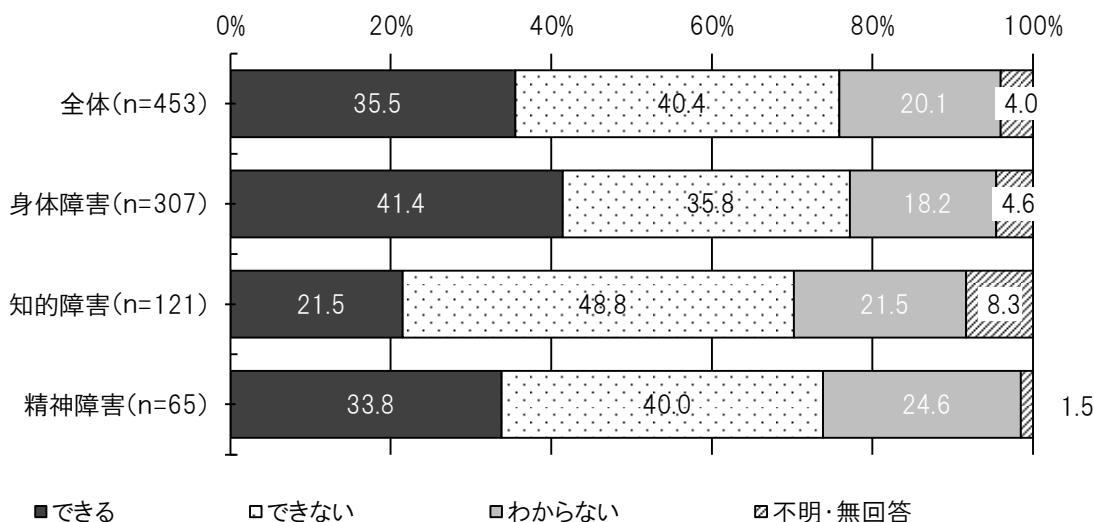
仕事上の悩みごとや困りごとについては、身体障害と知的障害で「悩みごとや困っていることは特  
にない」、精神障害で「職場の障害への理解が不足している」が最も多くなっています。



## 【6】災害時の対応について

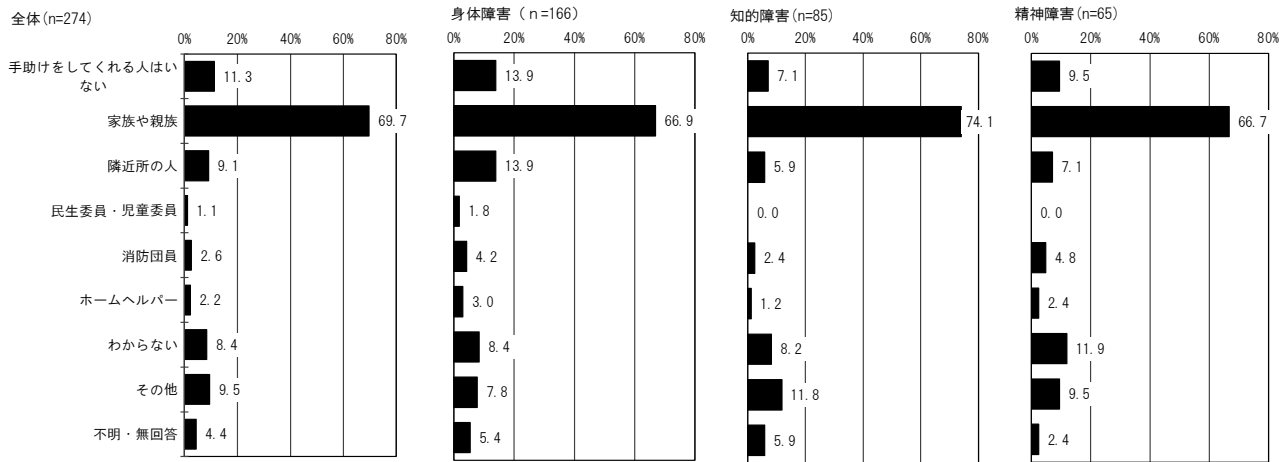
### ■災害時に一人で避難できるかについて

災害時に一人で避難できるかについては、全体で約4割が「できない」と回答しており、身体障害では「できる」が上回っているものの、知的障害と精神障害は「できない」が上回り、特に知的障害では5割近くになっています。



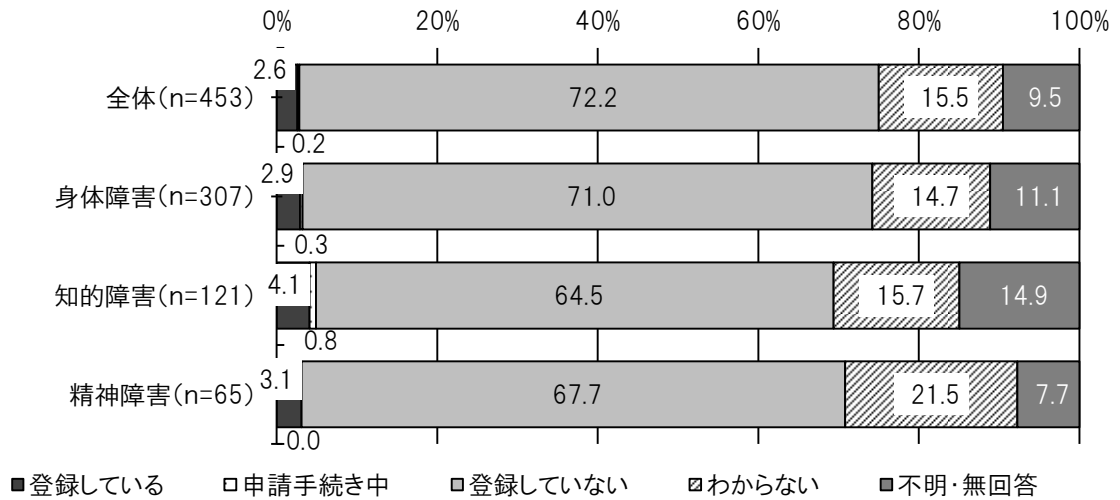
■避難が必要な際に手助けしてくれる人について

避難が必要な際に手助けしてくれる人については、身体障害、知的障害、精神障害ともに「家族や親族」が最も多くなっています。



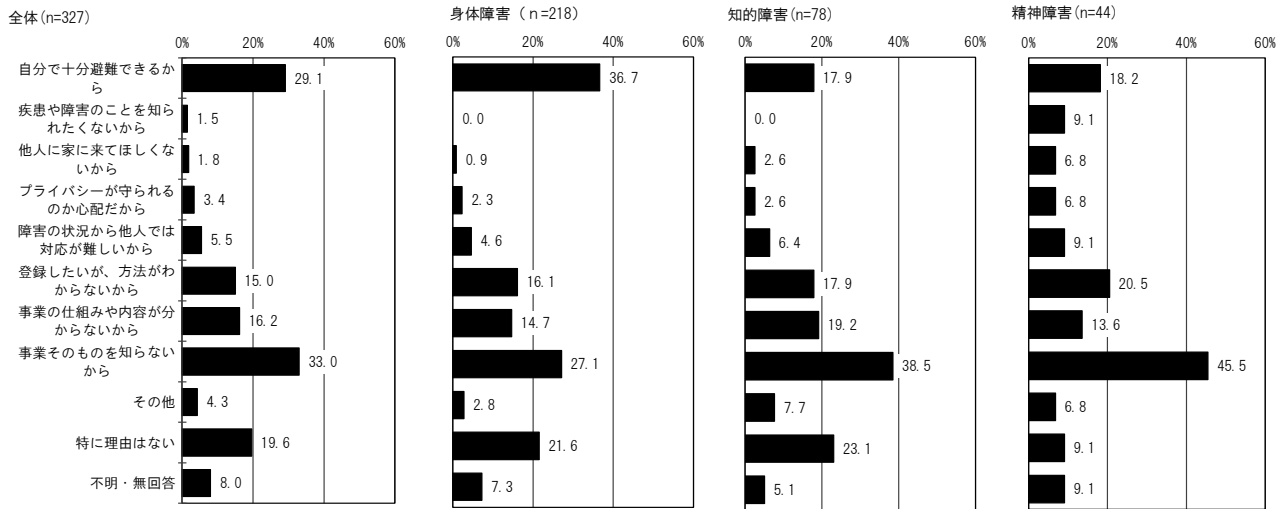
■避難行動要支援者名簿への登録について

避難行動要支援者名簿への登録については、身体障害、知的障害、精神障害ともに「登録していない」が最も多くなっています。



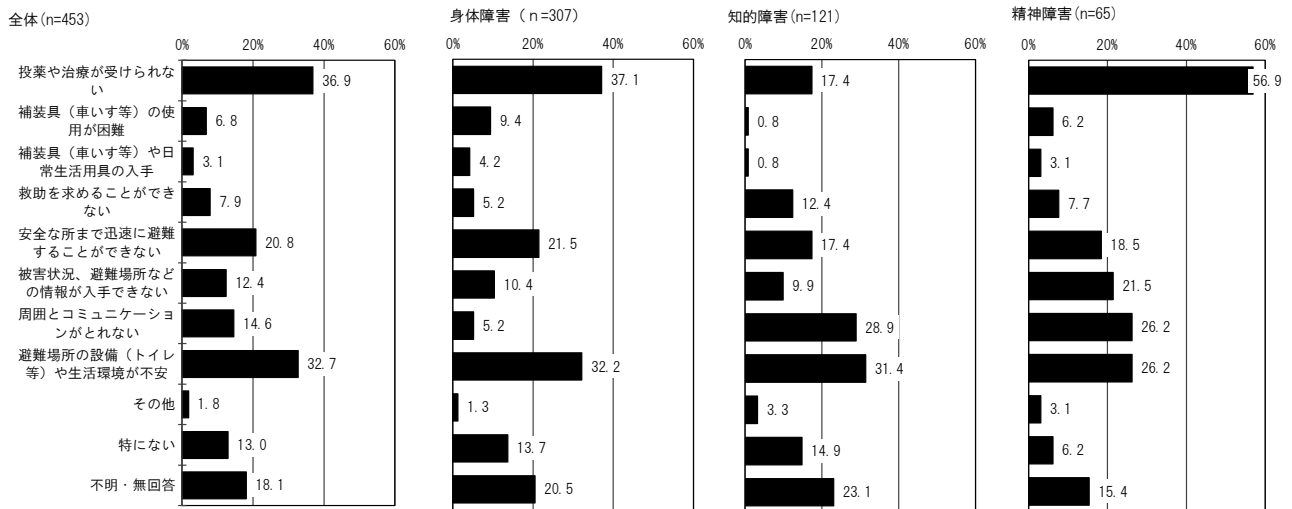
## ■避難行動要支援者名簿に登録していない理由について

避難行動要支援者名簿に登録していない理由については、身体障害で「自分で十分避難できるから」、知的障害と精神障害で「事業そのものを知らないから」が最も多くなっています。



## ■災害時に困ることについて

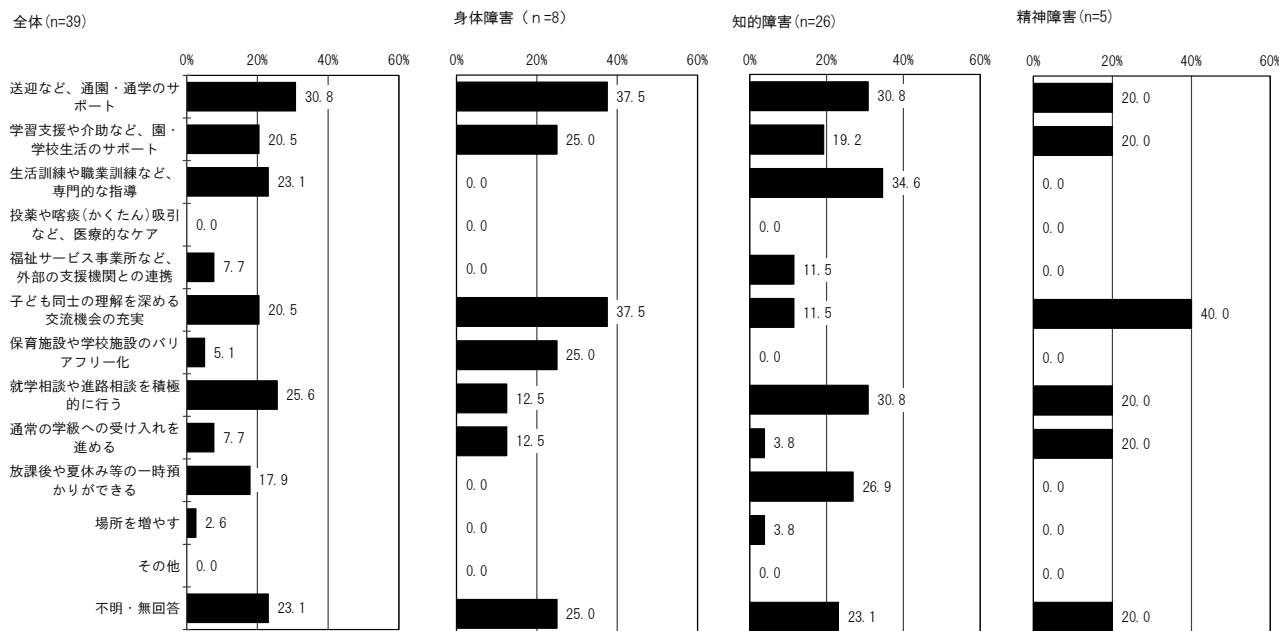
災害時に困ることについては、身体障害と精神障害で「投薬や治療が受けられない」、知的障害で「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が最も多くなっています。



## 【7】障害児福祉について

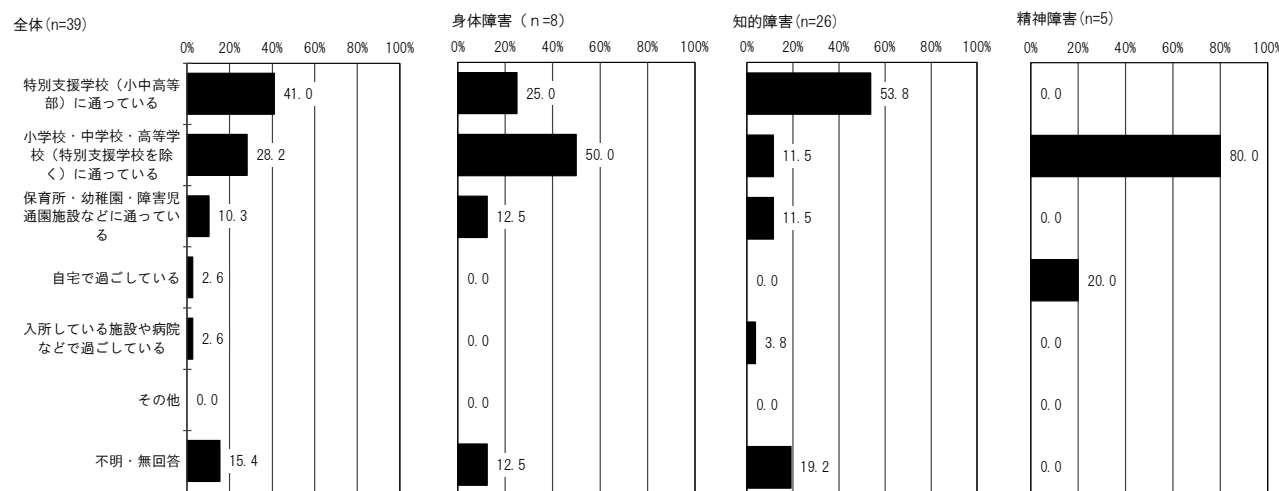
### ■保育園、幼稚園、通園施設等に通う際に必要な支援や配慮について

保育園、幼稚園、通園施設等に通う際に必要な支援や配慮については、身体障害では「送迎など、通園・通学のサポート」「子ども同士の理解を深める交流機会の充実」、知的障害では「生活訓練や職業訓練など、専門的な指導」、精神障害では「子ども同士の理解を深める交流機会の充実」がそれぞれもっとも多くなっています。



### ■平日の日中をどのように過ごしているか（18歳未満）

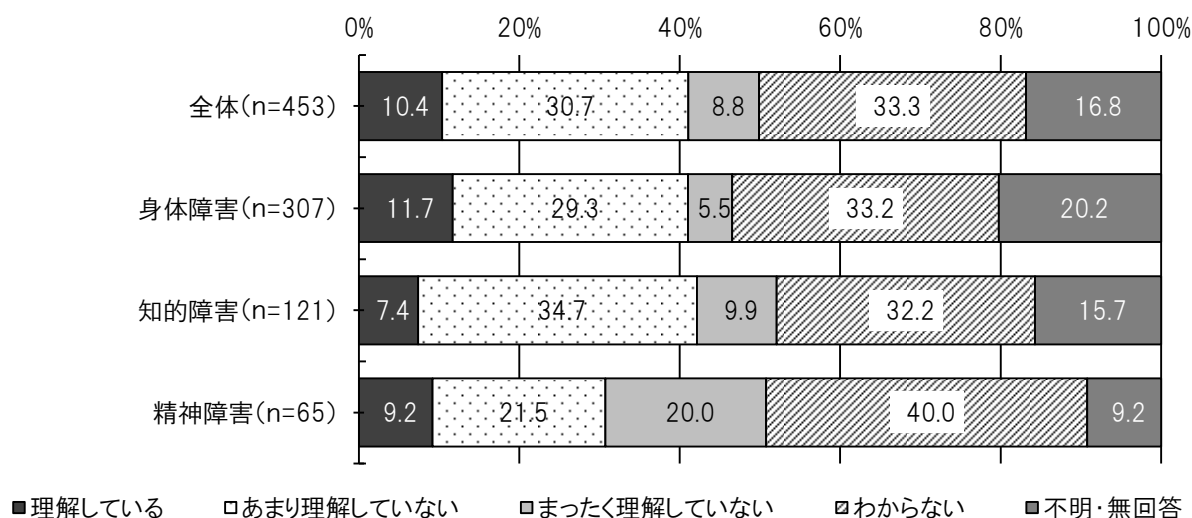
平日の日中をどのように過ごしているかについては、身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳で「小学校・中学校（特別支援学校を除く）に通っている」、療育手帳では「特別支援学校（小中高等部）に通っている」がそれぞれ多くなっています。



## 【8】障害に対する理解について

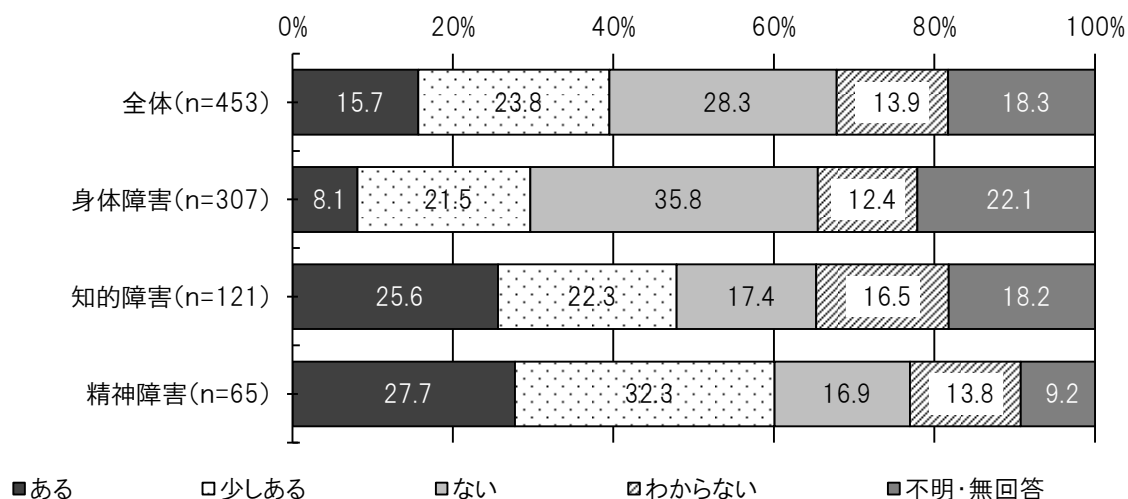
### ■地域の人の障害に対する理解について

地域の人の障害に対する理解については、いずれも「あまり理解していない」「まったく理解していない」を合わせた『理解していない』が約4割と、「理解している」の約1割を大きく上回っています。



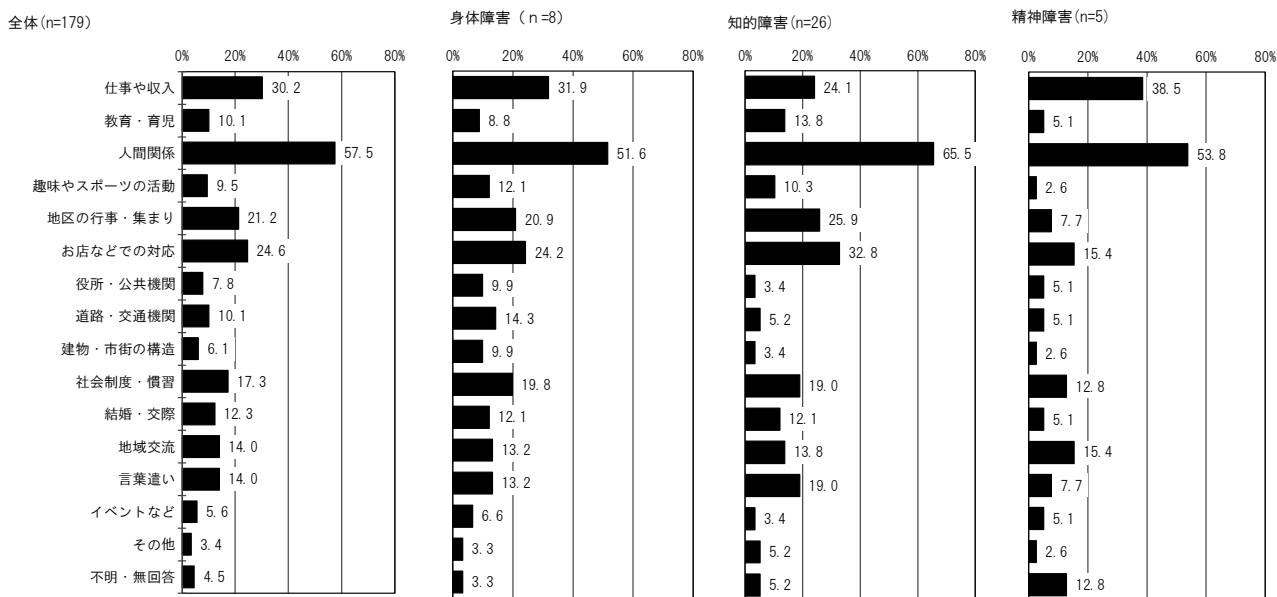
### ■障害を理由とする差別や偏見について

障害を理由とする差別や偏見については、身体障害では「ない」が上回っているものの、知的障害と精神障害で「ある」と「少しある」を合わせた『ある』が「ない」を大きく上回っています。



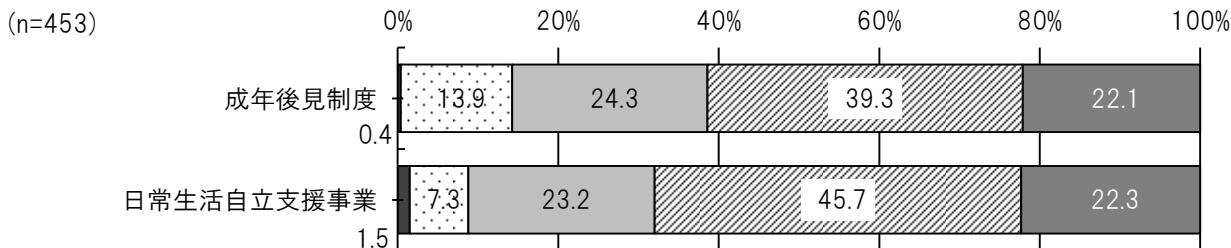
■差別や偏見を感じたのはどのような場面かについて

差別や偏見を感じた場面については、各手帳ともに「人間関係」が最も多くなっています。



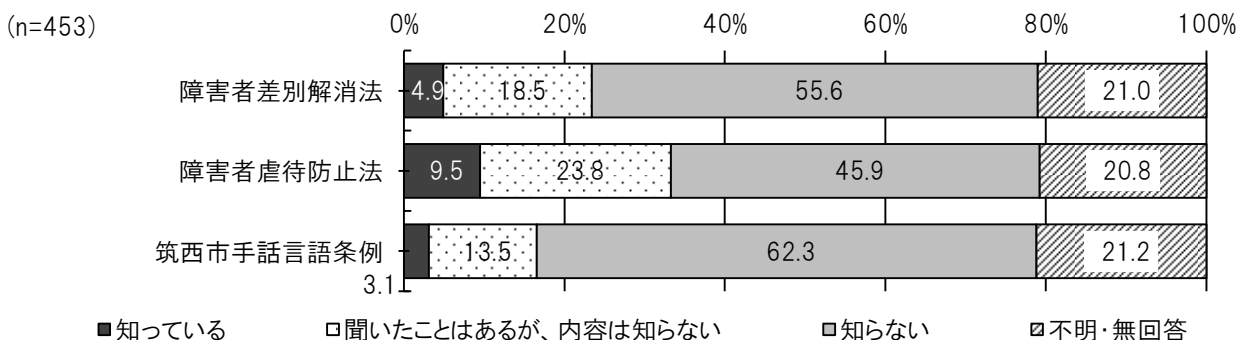
■障害のある人を守る制度・事業・法律等の認知度について

障害のある人を守る制度・事業の認知度については、成年後見制度で約4割、日常生活自立支援事業で4割強が「わからない」となっています。



■利用している □利用していないが、内容は知っている □名前のみ知っている □わからない ■不明・無回答

障害のある人を守る法律、条例の認知度については、障害者差別解消法で5割強、障害者虐待防止法で4割強、筑西市手話言語条例で約6割が「知らない」となっています。

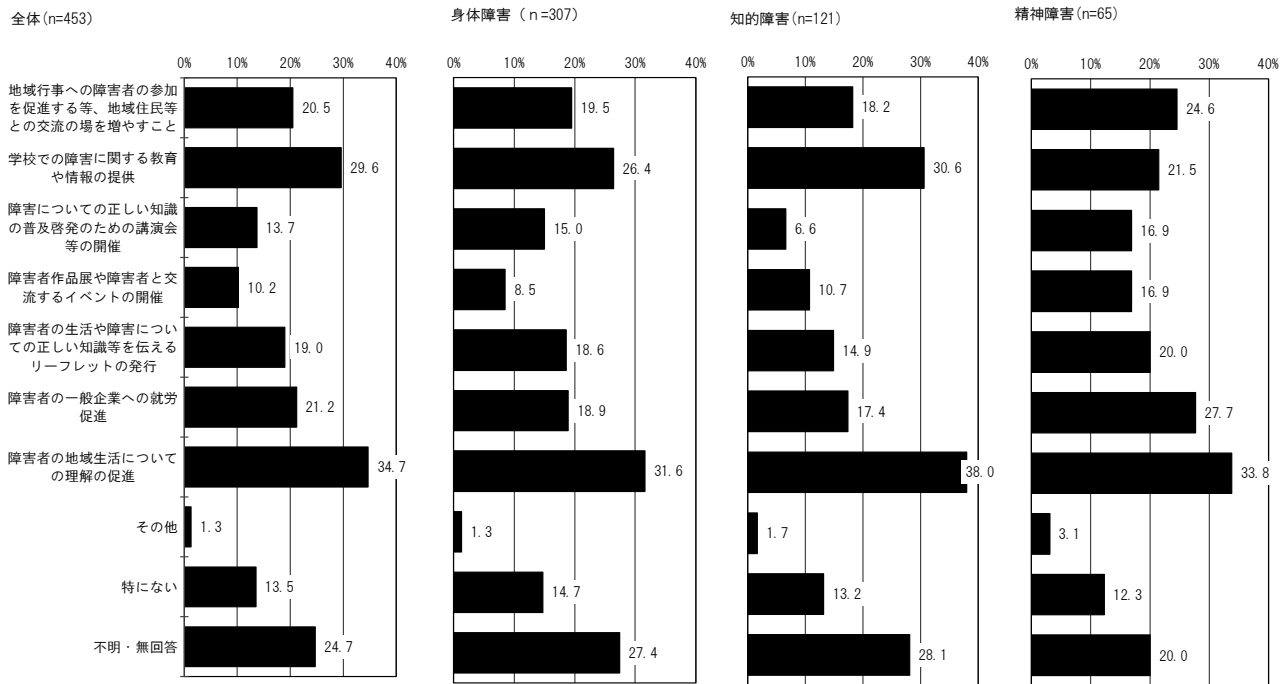


■知っている □聞いたことはあるが、内容は知らない □知らない □不明・無回答



■障害のある人もない人も共に住み慣れた地域で生活できるように、地域の理解をすすめていくためには必要だと思うことについて

地域の理解をすすめていくために必要だと思うことについては、身体障害、知的障害、精神障害ともに「障害者の地域生活についての理解の促進」が最も多くなっています。



## (4) 障害福祉サービスの提供実績

### ①訪問系サービス

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績(見込み)	計画値
居宅介護	利用時間/月	905		972		1,052	
	実人数/月	68		68		66	
重度訪問介護	利用時間/月	213		121		191	
	実人数/月	2		1		2	
行動援護	利用時間/月	7		11		17	
	実人数/月	2		3		2	
同行援護	利用時間/月	0		0		0	
	実人数/月	0		0		0	
重度障害者等包括支援	利用時間/月	0		0		0	
	実人数/月	0		0		0	
合計	利用時間/月	1,125	1,346	1,104	1,375	1,260	1,395
	実人数/月	72	69	72	73	70	75

### ②日中活動系サービス

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績(見込み)	計画値
生活介護	利用日数/月	5,210	5,224	5,615	5,389	5,254	5,472
	実人数/月	285	253	270	261	277	265
自立訓練(機能訓練)	利用日数/月	0	18	0	18	0	24
	実人数/月	0	3	0	3	0	4
自立訓練(生活訓練)	利用日数/月	180	231	231	248	180	248
	実人数/月	11	13	17	14	13	14
就労移行支援	利用日数/月	174	190	167	228	216	285
	実人数/月	10	10	10	12	11	15
就労継続支援(A型)	利用日数/月	589	618	675	700	1,178	803
	実人数/月	29	30	36	34	61	39
就労継続支援(B型)	利用日数/月	4,102	4,310	4,219	4,416	4,425	4,522
	実人数/月	228	204	226	209	241	214
就労定着支援	利用日数/月	0	-	0	12	0	12
	実人数/月	0	-	0	1	0	1
療養介護	利用日数/月	365	370	364	370	368	370
	実人数/月	12	12	11	12	12	12

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績(見込み)	計画値
短期入所 (ショートステイ)	利用日数/月	304	360	315	360	277	360
	実人数/月	55	53	52	53	37	53

### ③居住系サービス

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績(見込み)	計画値
自立生活援助	実人数/月	0	5	0	5	0	5
施設入所支援	実人数/月	143	138	141	138	121	138
共同生活援助 (グループホーム)	実人数/月	129	114	126	119	140	124

### ④相談支援

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績(見込み)	計画値
計画相談支援	実人数/年	688	720	722	742	763	764
地域移行支援	実人数/年	0	1	0	1	0	1
地域定着支援	実人数/年	0	0	0	0	0	0

### ⑤障害児への支援

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績(見込み)	計画値
児童発達支援	利用日数/月	508	566	642	609	663	634
	実人数/月	84	67	104	72	96	75
医療型児童発達支援	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
	実人数/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用日数/月	1,704	1,735	2,292	1,858	2,540	1,965
	実人数/月	180	113	234	121	248	128
保育所等訪問支援	利用日数/月	1	2	1	2	2	2
	実人数/月	1	2	1	2	2	2
障害児相談支援	実人数/年	260	188	285	201	304	212
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
	実人数/月	0	0	0	0	0	0

## (5) 地域生活支援事業の提供実績

【必須事業】

### ①理解促進研修・啓発事業

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績(見込み)	計画値
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	無	有	無	有

### ②自発的活動支援事業

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績(見込み)	計画値
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

### ③相談支援事業

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績(見込み)	計画値
相談支援事業	箇所数/年	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業		無	有	無	有	無	有

### ④成年後見制度利用支援事業

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績(見込み)	計画値
成年後見制度利用支援事業	実人数/年	1	3	1	3	1	3

### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績(見込み)	計画値
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

⑥意思疎通支援事業

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績 (見込み)	計画値
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数/年	60	95	118	95	80	95
手話通訳者設置事業	設置人数/年	0	1	0	1	0	1

⑦日常生活用具給付等事業

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績 (見込み)	計画値
介護・訓練支援用具	件数/年	8	5	4	5	10	5
自立生活支援用具	件数/年	12	15	8	15	6	15
在宅療養等支援用具	件数/年	13	7	2	7	6	7
情報・意思疎通支援用具	件数/年	14	6	7	6	10	6
排泄管理支援用具	件数/年	2,147	2,220	2,214	2,240	2,286	2,260
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数/年	7	3	5	3	2	3

⑧手話奉仕員養成研修講座

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績 (見込み)	計画値
手話奉仕員養成研修事業	修了者数/年	0	1	9	1	8	1

⑨移動支援事業

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績 (見込み)	計画値
移動支援事業	箇所数/年	18	17	16	18	15	18
	実人数/年	68	30	57	32	40	35

⑩地域活動支援センター

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績 (見込み)	計画値
地域活動支援センター	箇所数/年	2	2	2	2	2	2
	実人数/年	29	28	29	29	25	30

【任意事業】

⑪日中一時支援事業

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績 (見込み)	計画値
日中一時支援事業	箇所数/年	51	39	56	40	56	40
	実人数/年	193	105	154	108	101	108

⑫社会参加事業

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績 (見込み)	計画値
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	実人数/年	2	2	5	2	1	2

(6) 筑西市単独扶助事業

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績値	計画値	実績値	計画値	実績 (見込み)	計画値
在宅心身障害者自動車 ガソリン費助成事業	延人数/年	1,599	1,800	1,548	1,860	1,500	1,920
在宅心身障害者タクシー 料金助成事業	延人数/年	274	360	285	372	250	396
在宅心身障害者紙おむ つ支給事業	実人数/年	24	26	22	26	22	26
障害者手帳等診断書料 助成金交付事業	件数/年	949	1,400	1,225	1,300	710	1,500
難病患者福祉手当支給 事業	実人数/年	372	430	407	435	450	440

## 4 障害者計画

### (1) 計画の理念

本市では、「あらゆる世代が安心して暮らせる元気都市 筑西」を目指して、障害のあるなしに関わらず、その人らしく尊厳をもって豊かな人生を過ごすことができるよう、さまざまな障害者施策の充実に取り組んできました。

国においても、共生社会の実現に向けた、障害のある人の自立と社会参加の支援等の施策の推進を目指す「第4次障害者基本計画」が策定されています。

筑西市においても、平成30年に「筑西市手話言語条例」が成立するなど、すべての市民の人権が守られ、地域で支え合い、お互いの個性と人格を尊重し合って共に生きる社会の実現を目指しています。

本計画は、こうした国の制度改正や、これまでの市の取り組みを十分に踏まえながら、障害のある人を地域で包み込み、共に生きる社会の指針となるよう、「**障害のあるなしにかかわらず、地域で自分らしく、豊かな生活をおくることのできるまち・筑西**」を基本理念として、本市における更なる障害者福祉のまちづくりを推進していきます。

#### 基本理念

**障害のあるなしにかかわらず、地域で自分らしく、  
豊かな生活をおくることのできるまち・筑西**

## (2) 計画の基本目標

計画の推進にあたっては、次の3つの項目を基本目標とします。

### 基本目標1 地域で支え合う共生社会の実現

誰もが共に生活し活動できる社会の実現には、ノーマライゼーションの考え方に加えて、すべての人を包み込み、支え合うソーシャル・インクルージョンの理念に基づき、教育や就労、日中活動の場や文化、地域交流など、障害のある人が地域の中で共に育ち、働き、地域とつながることができる多様な社会活動の場が重要です。そうしたさまざまな活動に、障害のあるなしに関わらず参加できるよう、地域や市民への理解・啓発を進めていきます。また、障害のある人が地域の一員として活躍していくために、福祉教育の充実や雇用先の適切な理解などを進める体制の整備や指導に努めます。

### 基本目標2 地域で自立して暮らせる環境の整備

障害のある人が地域社会の中で自らの意思で生き方を選択し、生きがいを持って地域生活をおくるためには、地域で自立して生活できるような環境や体制の整備が重要です。そのため、地域のさまざまな分野で市民、事業者、市が連携・協働する仕組みづくりを進めていきます。

また、あらゆる場面で障害を理由とする差別が発生することなく、障害者の権利が守られ、合理的な配慮が行なわれるよう、障害のある人自身が自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる環境づくりに努めます。

### 基本目標3 一人ひとりに合わせた支援の仕組みづくり

健やかな成長やライフステージを通じた健康の維持は、障害者の自立した生活や社会参加を実現する基盤となるものです。障害児一人ひとりが、それぞれの障害の程度や特性、更に希望に合わせた保育や教育を受けられる療育・教育体制を整備するとともに、年齢や障害の状況に応じて、誰もが継続的に必要な生活支援を受けることができる仕組みづくりに取り組んでいきます。

近年は、障害のある人自身又は介助者の高齢化が著しい中で、障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行、安心できる地域生活のための医療・福祉の連携体制づくりに努めます。



### (3) 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">           障 害 の あ る な し の こ か か わ ら ず 、 地 域 で 自 分 ら し 、 豊 か な 生 活 を お く る こ と が で き る ま ち ・ 筑 西         </p>	<b>基本目標1 地域で支え合う 共生社会の実現</b>	(1) 障害のある人への理解・啓発  (2) 福祉教育の充実  (3) 社会参加の促進  (4) 地域見守り体制の強化
	<b>基本目標2 地域で自立して 暮らせる環境の整備</b>	(1) 相談・情報提供の充実  (2) 権利擁護の推進  (3) 災害時の支援体制の整備
	<b>基本目標3 一人ひとりに 合わせた支援の仕組みづくり</b>	(1) 障害児の支援  (2) 医療・保健の充実  (3) 障害福祉サービスの充実

## 5 施策の展開

### 基本目標1 地域で支え合う共生社会の実現

#### 課題・方針

障害のあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会を形成するには、市民一人ひとりの障害に対する理解を深め、ノーマライゼーションとソーシャル・インクルージョンの理念を社会全体に浸透させることが重要となります。

平成28年に施行された障害者差別解消法は、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者差別の解消を推進することを目的としています。また、ニッポン一億総活躍プランでも、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、自分らしく活躍できる地域づくり、福祉などの公的サービスと協働して助け合いの中で暮らすことのできる仕組みの構築が求められています。

このように、近年の障害者福祉は、障害のある人・子ども・高齢者等すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が掲げられています。

共生社会の豊かな暮らしには、だれもがスポーツや文化活動に親しむことができる環境整備も重要です。地域で行われるイベント等についても、だれもが参加しやすい環境を、運営者や支援者、参加者全体でつくる必要があります。

本市では、障害者週間を活用した啓発活動や障害者団体と連携し、障害者スポーツ大会への参加等、地域における交流活動を行っています。今後も引き続き、啓発や交流活動を充実させ、障害のある人の社会参加の機会の充実を進めていく必要があります。

アンケート調査では、差別・偏見を感じる場面がある人が約2割となっているほか、地域住民の障害に対する理解が進んでいないと回答している割合が約4割いる状況となっています。地域の人々がお互いを理解し、支え合う環境づくりに向けて、障害に対する正しい理解・啓発活動を推進していくことが求められています。

障害者の就労については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、雇用する労働者に占める身体障害者と知的障害者の割合が法定雇用率以上になるよう義務づけられています。

これまで民間企業における法定雇用率は、2018（平成30）年度から2.2%でしたが、2021（令和3）年3月からは2.3%に引き上げられることとなり、法定雇用率の算出には精神障害者が含まれることとされています。障害者を取り巻く環境整備が進められる中、一人ひとりの意欲や特性等に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、障害者雇用に関する理解促進を図るなどの総合的な支援の推進が求められます。

## 施策の方向性

### (1) 障害のある人への理解・啓発

#### ① 障害者週間を活用した普及活動

障害者週間の周知を図るとともに、本市で活動を行う団体等と協力し、障害や障害者問題についての啓発を行っていきます。また、障害者週間の期間内には、講演会や勉強会等のイベントの実施を検討します。

#### ② 広報紙やホームページ等による啓発

市の広報紙に障害者関連情報・記事を掲載し、啓発に努めます。国や県などの啓発パンフレット等の有効活用を図るとともに、パンフレットや副読本等を作成し、障害への理解を深めます。

### (2) 福祉教育の充実

#### ① 学校教育における福祉教育の充実

幼いころから福祉への関心をもち、障害への理解を深めるため、施設や事業所等の関係機関や団体との連携により、保育・幼児教育、学校教育の中で、一貫した福祉教育を推進します。

#### ② 交流教育の推進

小中学校をはじめ、地域において、特別支援学校との交流会を実施するなど、障害の有無にかかわらず、地域住民との交流の場を積極的に持つことで、障害についての正しい理解を促し、思いやりと助け合いの心を育てる交流教育に努めます。

### (3) 社会参加の促進

#### ① 就労支援の充実

障害の状態や能力に加えて、それぞれの意思に応じた就労の場を確保・充実できるよう、施設や作業所等との連携強化に努め、就労支援を進めていきます。また、働く意欲のある障害のある人が不安なく働き続ける環境づくりを目指し、職場への理解啓発や相談支援体制の整備に努めます。

#### ② ふれあい・交流機会の充実

障害の有無にかかわらず、地域で生きがいをもって生活できるよう、市内の福祉施設や障害者団体等と連携し、障害者スポーツ大会・交流会の実施や、展示会・発表会等による文化活動の推進に努めます。

#### ③ 障害者団体との連携強化

地域とつながることができる多様な社会活動の場に、障害の有無に関わらず参加できるよう、地域や活動団体等に対して理解・啓発を進め、活動の場づくりに取り組みます。

## **(4) 地域見守り体制の強化**

### **① 関係機関との連携**

民生委員・児童委員、自治会、障害者団体、サービス事業所、医療機関等、さまざまな関係機関の連携と協力により、地域での見守りネットワークの充実を図ります。また、各種相談等から適切なサービスや関係機関・団体等につなげることができる連携体制の構築に努めます。

### **② 自立支援協議会の開催**

地域自立支援協議会において、刻々と変化する障害福祉に係る地域課題等に対応するため、情報の共有等とサービスの質の向上に向けた取組を行うとともに、関係機関と連携し、中核的な役割を担う地域支援ネットワークの強化を図ります。

### **③ 介助者支援の強化**

障害のある人を支える家族介助者等に対して、情報提供や経済的負担の軽減を図るとともに、障害当事者や家族が社会から孤立することがないように、交流やレスパイト等に取り組んでいきます。

## 基本目標2 地域で自立して暮らせる環境の整備

---

### 課題・方針

地域の中で、障害のある人が尊厳のある暮らしを実現するためには、多様化する障害に対して一人ひとりの状況に応じた相談に応じることや、各種事業の周知や関係機関、団体、市民等の地域ネットワークによる支援体制の強化が重要です。

障害者総合支援法では、障害のある人が自立した生活を過ごすことができるよう、必要な支援や福祉の増進を図り、障害のあるなしに関わらず、お互いを尊重する地域社会の実現がうたわれています。

現在、本市では障がい福祉課が障害者の各種相談窓口となっているほか、市内の相談支援事業所や社会福祉協議会、関係機関とのネットワークによる相談支援体制を構築しています。

また、本市においては、平成30年に「筑西市手話言語条例」を制定し、これまでのコミュニケーション手段確保の取組に加え、相談や情報を得る際に、意思疎通を行う権利を尊重し、手話等の普及を推進しています。一人ひとりの障害や特性などに応じた、きめ細かな支援体制の確保や合理的配慮の提供をより一層推進していくことが求められます。

また、障害者の暮らしを守るには、日常的な支援に加えて、災害時の要配慮者や避難行動要支援者への避難支援等も重要となります。アンケート調査でも災害時に、約4割が一人で避難できないと回答しているほか、避難行動要支援者名簿への登録が十分に広まっていないことから、災害時の支援体制の強化や筑西市避難行動要支援者避難支援計画の周知を進めていく必要があります。

障害者は、医療費や交通費等に係る経済的な負担が大きいほか、就労が困難な人にとっては生活が厳しい状況であることから、各種制度や経済的支援について周知し、利用の促進を図る必要があります。

## **(1) 相談・情報提供の充実**

### **① 福祉サービスの情報提供**

必要な人に必要なサービスが提供されるよう、広報紙やホームページを活用し、各種制度やサービスに係る情報を提供するとともに、事業所や障害者団体、医療機関、相談員等、障害のある人の身近な場所や人等と協働し、さまざまな機会での情報提供に努めます。

### **② 相談体制の充実**

一人ひとりの状況に応じた相談対応により、適切な機関に結びつけることができるよう、関係機関との連携や調整に努めます。また、地域にどのようなニーズがあるのかを把握するために、障害のある人の困りごとが相談窓口まで届くよう、窓口の周知・啓発を進めます。

### **③ コミュニケーション支援の強化**

必要な人に必要な情報が提供されるよう、点訳、朗読、手話、要約筆記等、障害の特性に配慮した情報提供手段の検討を進め、障害のある人が不便なく、情報取得や意思疎通が図れる体制の強化に努めます。また、手話言語条例の制定に伴い「手話は言語である」ことの認識のもと手話の使いやすい環境の整備や手話の普及、手話を学ぶ機会の確保を推進し、円滑なコミュニケーションの支援に努めます。

## **(2) 権利擁護の推進**

### **① 成年後見制度の利用支援**

あらゆる場面で障害を理由とする差別が発生することなく、障害者の権利が守られるよう、障害のある人自身が自らの生活のあり方を選択し、行動できる環境づくりに向けて、合理的配慮や成年後見制度の周知に努めます。また、後見人へ報酬による援助を行う等、支え手の確保・育成に取り組みます。

### **② 障害者虐待への対応**

障害者に対する虐待を未然に防ぐとともに、発見時の迅速かつ適切な対応を図るため、「筑西市障害者虐待防止センター」を中心に、警察、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との連携を図ることで障害者及び養護者への支援体制の強化に努めます。また、広報紙やホームページ、ポスター、市窓口での広報、研修等を通して、障害者虐待防止法の周知と正しい理解の普及を図ります。

### **(3) 災害時の支援体制の整備**

#### **① 緊急時などの支援**

災害発生時における要配慮者や避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、筑西市では令和3年1月に筑西市避難行動要支援者避難支援計画を策定しました。

筑西市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、災害時における避難誘導・安否確認等の連携した実施に向けて、避難行動要支援者名簿登録の周知を図るとともに、居住地域の町内会・自治会、民生委員児童委員等と情報を共有し、「自助」「共助」「公助」がそれぞれの役割を踏まえて連携していけるよう、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。

#### **② 防災・防犯対策の推進**

防災・防犯面では、各自治会や自主防災組織等を中心に見守り活動や災害時の要配慮者や避難行動要支援者の把握を進めます。また、支援を求めている人が適切な支援を受けられるよう、地域の声かけや安否確認、情報提供方法の検討等を進めていきます。

## 基本目標3 一人ひとりに合わせた支援の仕組みづくり

---

### 課題・方針

住み慣れた地域で豊かに暮らすためには、障害の種類や程度、状況、年齢など、一人ひとりの特性に応じた支援が重要となります。また、生活の基礎となる健康づくりの推進や医療体制の充実に、引き続き取り組むとともに、乳幼児期における障害の早期発見・早期療育から、適切な教育を行う、一貫した療育・教育体制を整えることが求められます。

本市においては、健康診査や健康相談等の保健事業を実施し、市民の健康づくりに取り組んできました。今後においても、疾患を早期に発見し、適切な治療やリハビリテーションに結びつけるため、保健・医療・福祉の連携を進めていくことが求められています。

障害児への支援については、早期からの障害の認識及び対応を進め、一人ひとりに合った教育や支援を提供できるよう、保健・医療・福祉・教育等各分野の連携促進と相談機能の強化が求められます。また、子どもの発達段階や必要な支援を家庭や学校が共有し、共に取り組むことで安心して暮らすことができるまちづくりを進めることが重要です。

障害のある人が地域の中で安全・安心な生活をおくるためには、サービスの提供と生活環境の整った住まいの確保が必要になります。2018（平成 30）年に施行された障害者総合支援法及び児童福祉法の改正においても、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しと、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備が求められています。

障害福祉サービス等の各種サービスについて、障害の状態や障害者のライフステージ等、障害者一人ひとりの状態やニーズに合わせて、常に適切で質の高いサービスを円滑に提供できるよう、サービス提供事業者との連携の下でサービス量の確保及びサービス体制の充実が必要です。また、障害者総合支援法の改正に伴い、障害福祉サービス等の対象として拡大された難病等の特定疾患や精神障害についても、支援の充実や周知を図る必要があります。



## **(1) 障害児の支援**

### **① 早期発見・療育体制の充実**

集団検診等による早期発見や児童に係る関係者による情報共有を進めることで、子どもの発達段階に合わせたきめ細やかな支援や一人ひとりに合った保健や療育のスムーズな提供に努めます。

### **② 特別支援教育後の支援の強化**

特別支援教育を修了した障害のある子どもが、就労に加え多様な進路を選択できるよう、自立訓練の充実等、進路選択の支援に努めます。

## **(2) 医療・保健の充実**

### **① 健康づくりの推進**

成人集団検診や特定健診、健康相談の実施により、疾病の予防あるいは早期に発見することで、適切な治療やリハビリテーションに結びつけられるよう、支援体制の充実や保健・医療・福祉の連携に努めます。

### **② 難病患者への支援**

障害者の定義の広がりにより、難病患者や高次脳機能障害等も障害分野での支援が求められます。新たに障害福祉サービスの対象となった疾病等については、制度の周知を進めるほか、相談窓口の充実や難病患者福祉手当助成の実施により、難病患者への支援を進めていきます。

### **③ 精神・発達障害施策の充実**

障害の早期発見により、乳幼児から成人期のいずれの年代や状況においても、専門の医療機関等との連携により適切な支援が提供できる体制づくりに努めます。また、身近な地域で相談や支援を受けることができるよう、地域の支援機関への指導や障害理解への啓発に努めます。

## **(3) 障害福祉サービスの充実**

### **① 障害者福祉サービスの充実**

身近な地域で必要なサービスが提供されるよう、サービスの提供体制の充実を図るとともに、サービスの内容や利用手続き等の周知に努めます。また、各種関係機関等との連携や福祉人材の確保によるサービスの充実に取り組みます。

### **② 安心な住まいの確保**

生活環境の整った住まいの確保や環境整備に向けて、住宅改修費助成や重度障害者リフォーム助成等の周知と利用促進を図ることで、住宅改修の経済的な負担の軽減に努めます。

## 6 筑西市障害福祉計画・障害児福祉計画

### (1) 目標値の設定と計画の体系

#### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の考え方	
令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行する。	
令和5年度末時点での施設入所者を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減する。	
筑西市の考え方	
国の考え方である6%以上の地域生活への移行を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者数から6.2%を地域生活へ移行することを基本として、地域生活移行者数を9人と設定します。	

#### ■福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する指標

項目		数値
令和元年度末の施設入所者数		145人
令和5年度 目標値	地域生活移行者数	9人

#### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の考え方	
令和5年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置。	
筑西市の考え方	
保健、医療、福祉関係者との連携を図りながら、引き続き協議の場を設置します。	

#### ■保健・医療・福祉関係者による協議の場に関する指標

項目		数値
令和元年度末の開催状況		1回
令和5年度 目標値	協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1か所

### ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

<b>国の考え方</b>
地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
<b>筑西市の考え方</b>
国の基本指針や県の方針を踏まえたうえで、筑西市内で1か所の設置を検討します。

#### ■地域生活支援拠点等の機能充実に関する指標

項目		数値
令和元年度末の整備状況		<b>0か所</b>
令和5年度 目標値	地域生活支援拠点等の整備数	<b>1か所</b>
	運用状況の検証	<b>年1回</b>

#### ④福祉施設から一般就労への移行等

<b>国の考え方</b>
令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。
令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい。
<b>筑西市の考え方</b>
国の考え方を踏まえながら、これまでの実績を鑑み、就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者を2.0倍である2人と設定します。 また、就労定着支援事業所の利用開始から1年経過した就労者の就労定着率が8割以上の事業所の割合を70%として設定します。

#### ■福祉施設から一般就労への移行等に関する指標

項目		数値
令和元年度末の一般就労移行者数		1人
令和元年度末の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数		1人
就労継続支援A型事業の一般就労移行者数		0人
就労継続支援B型事業の一般就労移行者数		0人
令和5年度 目標値	令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	2人
	うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	2人
	うち就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	1人
	うち就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	1人
	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の就労定着支援事業利用者数	1人
	就労定着支援事業所の利用開始から1年経過した就労者の就労定着率が8割以上の事業所の割合	70%

## ⑤障害児支援の提供体制の整備等

国の考え方
令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等によりすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
筑西市の考え方
児童発達支援センターの設置については、国の基本指針や県の方針を踏まえたうえで、筑西市内に1カ所の設置を検討します。 また、保育所等訪問支援の構築や、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置、コーディネーターの配置についても、国の基本指針や県の方針を踏まえたうえで、市の実績や実状を加味して設定を検討します。

### ■障害児支援の提供体制の整備に関する指標

項目		数値
令和元年度末時点の児童発達支援センター設置数		0カ所
令和元年度末時点の保育所等訪問支援体制の構築		無
令和元年度末時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数		1カ所
令和元年度末時点の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数		1カ所
令和元年度末時点の医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置		無
令和5年度 目標値	児童発達支援センター設置数	1カ所
	保育所等訪問支援体制の構築	有
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	有
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1カ所
	医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場	有
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有

## ⑥相談支援体制の充実・強化等【新規】

国の考え方
令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
筑西市の考え方
国の基本指針や県の方針を踏まえたうえで、専門的な相談支援の実施・地域の相談支援体制の設置に向けた検討を行います。

### ■相談支援体制の充実・強化等に関する指標

項目		数値
令和5年度 目標値	専門的な相談支援の実施・地域の相談支援体制を実施する体制の確保	有

区分	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施（有無）	有	有	有
相談支援事業者に対する指導・助言件数（件）	3	3	3
人材育成の支援件数（件）	3	3	3
連携強化の取組の実施回数（回）	12	12	12

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

国の考え方
令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。
筑西市の考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるため、利用状況を把握・検証する体制を構築します。

■成果目標

項目		数値
令和5年度 目標値	障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証	有

区分	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制（有無）	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数（回）	1回	1回	1回

## (2) 障害福祉サービス等の見込み量

### ①訪問系サービス

#### ■内容

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

#### ■見込み量

サービス種別	単位	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用時間/月	1,052	1,068	1,084	1,100
	実人数/月	66	67	68	69
重度訪問介護	利用時間/月	191	200	220	230
	実人数/月	2	3	3	3
同行援護	利用時間/月	17	21	28	35
	実人数/月	2	3	4	5
行動援護	利用時間/月	0	0	0	0
	実人数/月	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用時間/月	0	0	0	0
	実人数/月	0	0	0	0
合計	利用時間/月	1,260	1,289	1,332	1,365
	実人数/月	70	73	75	77

#### ■確保のための方策

介助者の高齢化等による在宅の介護力の低下、施設・病院から在宅に移行する障害者の増加などを踏まえ、地域で安心して生活できるよう必要量を見込みます。

地域で自立した生活を支える訪問系サービスの基盤整備に向けて、市内の事業者を中心に質の高いサービスが提供されるよう、サービス提供体制の整備及び事業者との連携を図ります。



## ②日中活動系サービス

### ■内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労への移行に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### ■見込み量

サービス種別	単位	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用日数/月	5,254	6,042	6,376	6,730
	実人数/月	277	290	306	323
自立訓練(機能訓練)	利用日数/月	0	10	20	20
	実人数/月	0	1	2	2
自立訓練(生活訓練)	利用日数/月	180	217	233	250
	実人数/月	13	13	14	15
就労移行支援	利用日数/月	216	229	248	267
	実人数/月	11	12	13	14
就労継続支援(A型)	利用日数/月	1,178	1,742	2,523	3,645
	実人数/月	61	87	126	182
就労継続支援(B型)	利用日数/月	4,425	4,617	4,748	4,878
	実人数/月	241	247	254	261
就労定着支援	利用日数/月	0	0	10	10
	実人数/月	0	0	1	1
療養介護	利用日数/月	368	390	410	420
	実人数/月	12	13	14	14
短期入所 (ショートステイ)	利用日数/月	277	301	309	316
	実人数/月	37	40	41	42

■確保のための方策

今後、地域生活への移行が進むことにより、日中活動系サービスの需要の高まりが予想されます。現在サービスを利用している人をはじめ、入所施設からの地域生活移行者や特別支援学校卒業生等が障害の程度や状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう、サービス事業者との連携を図り、サービスの必要量の確保に努めます。

③居住系サービス

■内容

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用している人が一人暮らしを希望する人に、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な情報提供や相談・援助を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■見込み量

サービス種別	単位	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実人数/月	0	1	1	1
施設入所支援		121	123	125	128
共同生活援助 (グループホーム)		140	146	152	158

■確保のための方策

入所施設から地域生活への円滑な移行を促進するため、グループホーム等の社会資源の拡充、在宅生活における支援の強化を図ります。

地域生活移行に伴う需要の高まりへの対応や自立生活援助に伴い、広域的な取り組みの中で、サービス事業者に対して事業の参入を働きかけるなど、サービス提供体制の構築・確保に努めます。

#### ④相談支援

##### ■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害者の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害者に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者などを対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

##### ■見込み量

サービス種別	単位	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実人数/年	763	810	840	880
地域移行支援		0	1	1	1
地域定着支援		0	0	0	1

##### ■確保のための方策

障害福祉サービスを利用する人に適切なサービス提供が行われるよう、適切なサービス等利用計画の作成からモニタリングに取り組みます。また、対象となる人の把握と個々の状態に合わせたサービス提供に向けて、質の高いサービスの提供が行われるよう、相談支援専門員の段階的な増員やサービス事業者との連携を図ります。

## ⑤障害児への支援

### ■内容

サービス名	内 容
児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害児の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
障害児相談支援	上記4つのサービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

### ■見込み量

サービス種別	単位	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用日数/月	663	710	758	814
	実人数/月	96	103	110	118
医療型児童発達支援	利用日数/月	0	0	0	0
	実人数/月	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用日数/月	2,540	2,976	3,498	4,101
	実人数/月	248	291	342	401
保育所等訪問支援	利用日数/月	2	3	4	5
	実人数/月	2	3	4	5
障害児相談支援	実人数/年	304	330	355	380
居宅訪問型児童発達支援	利用日数/月	0	0	0	0
	実人数/月	0	0	0	0

### ■確保のための方策

障害児支援の体制整備に向けて、障害児支援の利用状況やニーズの把握を行い、市内の事業者を中心にサービス提供体制を確保し、事業者や関係機関との連携の強化に努めます。

## ⑥地域生活支援事業

### 【必須事業】

#### ① 理解促進研修・啓発事業

##### ■内容

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

##### ■見込み量

サービス種別	単位	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	有

##### ■確保のための方策

障害者の地域生活への移行状況、生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら、必要な事業の創設及び実施に向けた検討を行います。

#### ② 自発的活動支援事業

##### ■内容

サービス名	内 容
自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

##### ■見込み量

サービス種別	単位	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

##### ■確保のための方策

障害者の地域生活への移行状況、生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら、必要な事業の創設及び実施に向けた検討を行います。

### ③ 相談支援事業

#### ■内容

サービス名	内 容
相談支援事業	障害者やその家族等の保健福祉に対する相談に応じ、障害福祉サービスなどの必要な情報の提供と利用の援助、専門サービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡・調整し、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に必要な障害者などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

#### ■見込み量

サービス種別	単位	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	箇所数/年	3	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業		無	無	無	無

#### ■確保のための方策

障害者の総合的な相談や市内相談機関等の連携強化などに対応できる体制を整備するとともに、相談支援事業者との連携を強化し、障害者に必要な相談支援体制の構築を図ります。

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

##### ■内容

サービス名	内 容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障害者に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

##### ■見込み量

サービス種別	単位	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実人数／年	1	1	1	1

##### ■確保のための方策

障害者の生活実態及びニーズ等を十分に考慮しながら、広報や相談支援事業などを通じて、必要な人への周知と利用促進に努めます。

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

##### ■内容

サービス名	内 容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

##### ■見込み量

サービス種別	単位	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有

##### ■確保のための方策

障害者の生活実態及びニーズ等を十分に考慮しながら、関係機関・団体と連携し、法人後見事業の実施に向けた検討を行います。

## ⑥ 意思疎通支援事業

### ■内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語・そしゃく機能に障害のある人、又は聴覚や音声・言語・そしゃく機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚に障害のある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を市役所に設置します。

### ■見込み量

サービス種別	単位	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数/年	80	95	100	105
手話通訳者設置事業	設置人数/年	0	1	1	1

### ■確保のための方策

研修等を通じて人材の育成・確保に努めるとともに、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、事業の周知を図ります。



## ⑦ 日常生活用具給付等事業

### ■内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障害者に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

### ■見込み量

サービス種別	単位	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件数/年	10	12	14	17
自立生活支援用具		6	6	6	6
在宅療養等支援用具		6	6	6	6
情報・意思疎通支援用具		10	13	14	15
排泄管理支援用具		2,286	2,354	2,424	2,496
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		2	4	4	4

### ■確保のための方策

障害者の自立した地域生活の実現や介助者の負担軽減のため、事業者と調整しながら、利用者の状況や特性にあわせた適切な日常生活用具の提供を進めます。また、障害者の増加や高齢化に伴い、在宅における医療的な支援ニーズが増えることも予想されることから、広報や相談支援事業等を通じた情報提供により、周知・利用促進に努めます。

## ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

### ■内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との地域活動の促進のため、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

### ■見込み量

サービス種別	単位	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数/年	8	15	15	15

### ■確保のための方策

障害者の生活実態及びニーズ等を十分に考慮しながら、事業の実施に向けた検討を行います。

また、研修については、国から定められるカリキュラム等のもと、市内の聴覚障害者団体・組織等と協力することで、日常生活に必要な手話を習得できるような研修内容の検討を進めていきます。

### ※手話奉仕員養成研修について

意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成することを目的としています。

本市では、本研修を修了した者に対し、修了証の交付をしています。修了した者は、ボランティアとしての資格が得られ、今後、市事業に対してのボランティア活動として計画値を見込んでいます。

## ⑨ 移動支援事業

### ■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に、外出のための支援を行います。

### ■見込み量

サービス種別	単位	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	箇所数/年	15	17	18	18
	実人数/年	40	30	32	35

### ■確保のための方策

障害者の生活実態及びニーズ等を十分に考慮しながら、近隣市町村との連携により、安定したサービスの確保と質の向上を図ります。

## ⑩ 地域活動支援センター

### ■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター	障害者に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

### ■見込み量

サービス種別	単位	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	箇所数/年	2	2	2	2
	実人数/年	25	38	39	40

### ■確保のための方策

創作・生産活動を行う社会活動の場として、広域での連携も視野に事業の充実に努めます。また、地域活動支援センターの機能の周知・啓発活動に取り組み、サービスの利用促進を図ります。

## 【任意事業】

### ⑪ 日中一時支援事業

#### ■内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	活動場所が必要な障害者などに、活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を行います。

#### ■見込み量

サービス種別	単位	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	箇所数/年	56	56	56	56
	実人数/年	101	106	111	117

#### ■確保のための方策

事業所との連携のもと、地域で安心して生活ができる必要量を確保し、引き続き適切なサービスの提供に努めます。

### ⑫ 社会参加事業

#### ■内容

サービス名	内容
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害者手帳所持者で就労、通院等のため免許を取得した人に、自動車運転免許取得費用を助成します。また、運転を可能とするために車両を改造した場合、自動車改造費用を助成します。

#### ■見込み量

サービス種別	単位	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	実人数/年	1	4	4	4

#### ■確保のための方策

障害者の社会参加や社会復帰及び自己更生に向けて、広報や相談支援事業などを通じて必要な人への事業の周知と利用促進に努めます。

## ⑦筑西市の単独扶助事業

### ■内容

サービス名	内 容
在宅心身障害者自動車 ガソリン費助成事業	心身障害者の日常生活又は機能回復訓練等事業への参加のために必要な自動車の運行に要したガソリン費を助成します。
在宅心身障害者タクシー 料金助成事業	心身障害者が適切な医学的治療もしくは機能回復訓練又は各種福祉行事等への参加を確保するための一助として、その通院もしくは通所又は参加に要するタクシーの交通費を助成します。
在宅心身障害者紙おむつ 支給事業	3歳以上65歳未満の身体障害者で、在宅においておむつを使用している者に対し、紙おむつを支給します。
障害者手帳等診断書料 助成金交付事業	障害者手帳等の交付申請のために診断書を必要とする者に対し、市予算の範囲内で診断書料を助成します。
難病患者福祉手当支給事業	難病患者福祉手当支給事業については、難病患者とその家族の苦労に報いるとともに、その福祉の増進を図ることを目的として福祉手当を支給します。

### ■見込み量

サービス種別	単位	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅心身障害者自動車 ガソリン費助成事業	延人数/年	1,500	1,600	1,650	1,700
在宅心身障害者タクシー 料金助成事業	延人数/年	250	295	305	315
在宅心身障害者紙おむつ 支給事業	実人数/年	22	22	22	22
障害者手帳等診断書料 助成金交付事業	件数/年	710	1,470	1,764	2,110
難病患者福祉手当支給事業	実人数/年	450	465	487	533

### ■確保のための方策

障害者の生活実態及びニーズ等に配慮しながら、引き続き柔軟な支援を行います。

## 7 計画の推進

### (1) 障害者の生活を支援する包括的なネットワークの構築

---

地域課題が複雑化・複合化する中、住民相互の助け合い・支え合いによる地域共生社会の実現には、制度や分野、組織等の枠組みを超えた支援体制づくりが重要です。障害者をはじめ、難病患者や高齢者、生活困窮者等、さまざまな課題を抱える人が、「制度の狭間」の問題で適切な支援を受けられないことがないように、医療機関や介護事業所、NPO 等の関係機関から、地域住民や関係団体、行政等の多様な主体が一体となって、包括的な支援体制の構築を図ります。

#### ①庁内体制の整備

庁内においては、関係各課及び各課の実務担当者で情報交換し、全庁的な体制のもとで本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行いつつ、計画の推進を図っていきます。

#### ②地域ネットワークの構築

市民や関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、医療・教育・雇用・施設関係や市民等、さまざまな立場からの参画を得て開催されている地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や市内の地域資源の活用、地域関係機関の連携のあり方等について検討していきます。

#### ③国、県、近隣市町村との連携

障害者の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の障害者福祉に係る動向を注視しつつ、密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

更に、近隣市町村との連携のもと取り組みを推進します。

## (2) 推進体制の充実

本計画を実現するためには、行政だけではなく企業、NPO（民間非営利組織）やボランティア等の組織・団体や個人、そして市民の方々が、それぞれの立場に応じて役割分担と連携することで、社会全体として協働して取り組んでいくことが重要です。

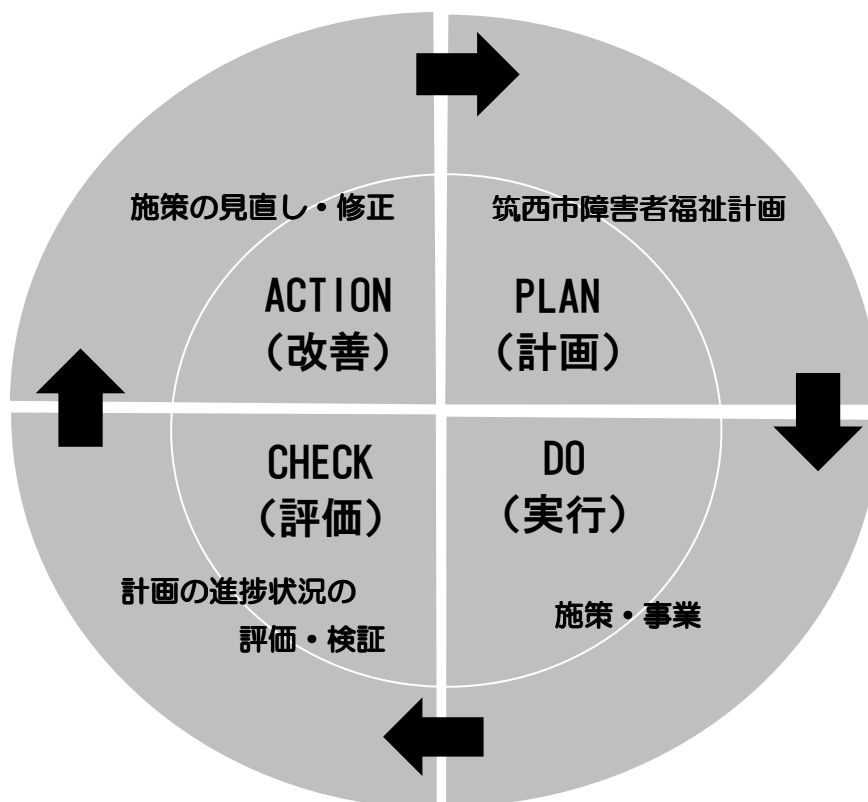
本市は、市民や各種組織・団体と連携しながら計画の実施に取り組むとともに、障害者を中心に市民のニーズや実態を把握し、国・県との連携を図りながら、計画事業を実施します。

## (3) 計画の進行管理体制の確立及び公表・周知

本計画の進行管理にあたっては、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行うことで、実効性のある計画を目指します。

また、計画の全体的な実施状況の点検と進行管理を行い、進捗状況を市ホームページにて市民に対して公表し、情報共有の推進と説明責任を果たします。

### ■PDCA サイクルのイメージ



## (1) 策定経過

## ■第6期筑西市障害者福祉計画の策定経過(令和2年度)

日程	内容
令和2年 8月12日	第1回筑西市障害者地域自立支援協議会 (1) 第6期筑西市障害者福祉計画(案)について
8月7日～ 8月21日	障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査の実施
10月20日	第2回筑西市障害者地域自立支援協議会 (1) 第6期筑西市障害者福祉計画(骨子案)について
12月24日	第3回筑西市障害者地域自立支援協議会 (1) 第6期筑西市障害者福祉計画(素案)について
令和3年 1月20日～2月5日	パブリックコメントの実施
2月25日	第4回筑西市障害者地域自立支援協議会 (1) パブリックコメントの実施 (2) 第6期筑西市障害者福祉計画(案)について



## (2) 筑西市障害者地域自立支援協議会設置要綱

---

平成21年6月30日

市告示第105号

改正 平成28年8月5日市告示第150号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第89条の3第1項の規定及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「差別解消法」という。）第17条第1項の規定に基づき、筑西市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（平28市告示150・全改）

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、その結果を市長に報告する。

(1) 次に掲げる総合支援法に規定する事項に関すること。

ア 総合支援法第88条第1項の規定による筑西市障害者福祉計画の策定、変更、運用等について意見を具申すること。

イ 総合支援法第89条の3第2項の規定による関係機関等の相互間における連絡体制の構築、情報の共有化及び連携の緊密化に係る協議を行うこと。

ウ 地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うこと。

(2) 次に掲げる差別解消法に規定する事項に関すること。

ア 差別解消法第10条第1項の規定による筑西市職員対応要領の策定等について意見を具申すること。

イ 差別解消法第14条に規定する障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備について協議を行うこと。

ウ 差別解消法第15条の規定による啓発活動について協議を行うこと。

エ 差別解消法第18条第1項に規定する障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこと。

(3) 支援等を行うことが困難な事例に係る対応等を協議すること。

(4) 地域における障害者福祉に係る人材その他の社会資源の育成等に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか障害者福祉行政に関すること。

（平28市告示150・全改）

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は指名する。

(1) 障害者福祉関係団体の代表者

(2) 医療関係者

(3) 教育関係者

(4) 社会福祉関係者

(5) 障害者福祉施設関係者

(6) 学識経験者

(7) 行政関係者

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、障害者福祉主管課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年7月1日から施行する。

(筑西市障害者福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 筑西市障害者福祉計画策定委員会設置要綱(平成17年市告示第43号)は、廃止する。

附 則(平成28年市告示第150号)

この告示は、公布の日から施行する。

### (3) 筑西市障害者地域自立支援協議会委員名簿

#### ■協議会委員

(敬称略)

	氏名	選出区分	団体名等	備考
1	古池源造	障害者福祉関係団体	筑西地方家族会	会長
2	鈴木隆雄	障害者福祉関係団体	筑西市聴覚障害者協会	
3	金沢登	障害者福祉関係団体	筑西市関城身体障害者福祉協議会	
4	小松崎聡	医療関係者	三岳荘 小松崎病院	
5	勝沼健二	学識経験者	筑西市連合民生委員児童委員協議会	
6	小倉澄枝	障害者福祉施設関係者	社会福祉法人 慶育会	
7	正根寺公平	障害者福祉施設関係者	医療法人 平仁会	
8	瀬端毅	障害者福祉施設関係者	社会福祉法人 恒徳会	
9	上野昌彦	社会福祉関係者	筑西市社会福祉協議会	副会長
10	河本良江	教育関係者	茨城県立協和特別支援学校	
11	川口浩平	行政関係者	筑西公共職業安定所	
12	鈴木洋子	行政関係者	筑西保健所	
13	赤城俊子	行政関係者	筑西市福祉事務所	

## (4) 用語解説

---

### あ 行

#### インクルーシブ

「包み込む」という意味で、「包容」「包摂」「包含」などと訳されている。1980年代以降、アメリカの障害児教育で注目された考え方で、一人ひとりの個別的なニーズに対して集団から排除せず、共に支え合い、包み込む考え方のこと。

#### NPO

「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法により法人格を得た団体（NPO法人）のことを指す。

### か 行

#### 学習障害（LD：Learning Disabilities）

基本的に全般的な知的発達遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示すさまざまな障害。

#### 権利擁護

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者などの自己の権利を表明することが困難な人に対し、代理人による支援などを通して、その人の権利を守ること。

#### 高機能自閉症

高機能自閉症とは、3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

#### 高次脳機能障害

主に脳の損傷によって起こされるさまざまな神経心理学的症状。その症状は多岐にわたり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害などで脳の損傷部位によって特徴がでる。

#### 合理的配慮

障害のある人が他の人と平等に、現在認められている権利や基本的自由を保障され、それを行使されること。具体的には、障害者が社会生活をするうえで直面する事物、制度、慣行、観念などの障壁（バリア）を取り除くことで、障害者が障害を持たない人と同じことができるように、「負担が重すぎない範囲」で対応すること。

# さ 行

## 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エスディーズ）とは、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、日本を含む全 193 か国の合意により採択され、2030（令和 12）年までに達成すべき国際目標のこと。

17 のゴール（目標）とそれに連なり具体的に示された 169 のターゲットから構成された国際社会全体の共通目標がある。

## 指定難病

原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの多い疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症などがある。

## 児童発達支援センター

児童福祉施設として定義されるもので、地域の障がい者やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等、地域の中核的な療育支援施設として位置づけられる。

## 自閉症

脳機能障害が原因でコミュニケーションの困難を示す障害。言葉の発達の遅れや対人関係の困難さ、手順等に強いこだわりや固執を示す等の症状がある発達障害の一種と考えられている。ただし、知的障害を伴わない場合、言葉の発達の遅れがない場合がある。

## 障害者虐待防止法

障害者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律。平成 24 年 10 月に施行された。正式名称を、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」という。

## 障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講じる法律。障害者自立支援法にかわる法律として平成 25 年 4 月から施行される。

## 小児慢性特定疾病

小児の慢性疾患のうち、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置することが児童の健全な育成を阻害することとなるため、治療研究事業として医療費の公費負担のある特定の疾患。

## 身体障害者手帳

身体障害者が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から 1 級～6 級に区分されているが、更に障害により視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能、肝臓）に分けられる。

## ストーマ

消化管や尿路の疾患などにより腹部に便を排泄するために造設された排泄孔のこと。ストーマを持つ人をオストメイトと呼ぶ。大きく分けて消化管ストーマと尿路ストーマがある。消化管ストーマは人工肛門、尿路ストーマは人工膀胱とも呼ばれる。

## 精神障害者保健福祉手帳

平成7年5月に改正された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定により創設されたもの。手帳制度を設け、各種の支援政策を推進、障害者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。障害の程度により重度から1級、2級、3級とし、2年ごとに精神障害の状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

## 成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選定したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

## ソーシャル・インクルージョン (social inclusion)

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う、という理念。

# た 行

## 地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。

## 特別支援学校

特別支援学校は、視覚・聴覚・知的障害者や肢体不自由の人、又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている（学校教育法第72条）。教育活動は、特別支援教育の理念に則って行われる。特別支援学校には、幼稚部、小学部、中学部、高等部、高等部の専攻科があり、入学資格（学齢など）は、それぞれ幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等学校の専攻科に準じている。

## 特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害児の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

# な 行

## ネットワーク

網目状の構造とそれを維持するための機能。社会福祉及び社会援助活動の領域では、人間関係、活動団体のつながりや相互連携の意味で用いられることが多い。

## ノーマライゼーション

障害のある人や社会的な援助を必要とする人を特別視するのではなく、社会の一員として、お互いに尊重し合い、支え合いながら、だれもが暮らしていけることが正常（ノーマル）な社会のあるべき姿である、という考え方。

## は 行

### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群そのほかの広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）そのほかこれに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

### バリアフリー

障害者が社会参加をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除くこと。障害者の社会参加を困難にするバリアには、建物などの物理的なもの、意識上のもの、制度的なものがある。

### 避難行動要支援者

高齢者、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れな外国人等といった災害時に1人で避難することが難しく、避難行動や避難生活において配慮を要する人のこと。

## ま 行

### モニタリング

サービス等計画に対する確かなアセスメントができているか、利用者のニーズに対応したサービス計画になっているかを見守り、必要に応じて早期に修正するために、継続的にフォローアップすること。

## や 行

### ユニバーサルデザイン

施設や道具、仕組みなどが、すべての人にとって利用・享受できる仕様・デザインとなっていること。

### 要約筆記

聴覚障害者に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書く（入力する）スピードより数倍も速くてすべては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」という。

## ら 行

### 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判断された人に対して交付される手帳。障害の程度は、マル A 判定が最重度、A 判定が重度、B 判定が中度、C 判定が軽度となっている。

---

## 第6期筑西市障害者福祉計画

---

発行：令和3年3月

編集：筑西市 保健福祉部 障がい福祉課

〒308-8616 茨城県筑西市丙 360 番地

電話：0296-24-2105

FAX：0296-25-2401

URL：<http://www.city.chikusei.lg.jp/>